# 令和3年9月 勝浦市議会定例会会議録(第5号)

# 令和3年9月21日

# 〇出席議員 15人

1番	鈴	木	克	己	君	2番	狩	野	光	_	君	3番	渡	辺	ヒロ	1子	君
4番	照	Ш	由身	長子	君	5番	戸	坂	健	_	君	6番	磯	野	典	正	君
7番	久	我	恵	子	君	8番	寺	尾	重	雄	君	9番	佐	藤	啓	史	君
10番	岩	瀬	洋	男	君	11番	松	﨑	栄	$\vec{-}$	君	12番	丸			昭	君
13番	黒	Ш	民	雄	君	14番	岩	瀬	義	信	君	15番	末	吉	定	夫	君

# 〇欠席議員 なし

# 〇地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市			長		E	屋		元	君	副	Ī	Ħ	長	竹	下	正	男	君
教	育	•	長	岩	블	瀬	好	央	君	総	務	課	長	平	松		等	君
企	画	課	長	Ē	旨	橋	吉	造	君	財	政	課	長	植	村		仁	君
消肾	访 防 🤄	災課	. 長	祁	申	戸	哲	也	君	税	務	課	長	大	野		弥	君
市	民	課	長	岩	블	瀬	由美	長子	君	高歯	令者才	支援調	果長	長	田		悟	君
福	祉	課	長	車	圣	込	_	浩	君	生剂	舌環	境 課	長	Щ	П	崇	夫	君
都市	<b></b>	設 課	. 長	J	[]	上	行	広	君	農	末 水	産 課	: 長	屋	代		浩	君
観り	光 商	工課	. 長	J	K	森	基	彦	君	会	計	課	長	水	野	伸	明	君
学村	交教言	育 課	. 長	Ē	片	野	英	樹	君	生礼	厓 学	習課	長	渡	邉	弘	則	君
水	道	課	長	<b>%</b>	Ē	田		正	君									

# ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長吉清佳明君 議会係長 原 隆宏君

#### 議事日程

# 議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務文教常任委員長)

議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

(産業厚生常任委員長)

議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算

(決算審査特別委員会)

議案第45号 決算認定について

(令和2年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について

(令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について

(令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について

(令和2年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 決算認定について

(令和2年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 勝浦市議会委員会条例及び勝浦市議会基本条例の一部を改正する条例の制定に ついて

発議案第6号 元北中学校施設の有効利用に関する決議について

発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

第4 報告

報告第7号 専決処分の報告について

# 開 議

令和3年9月21日(火) 午前10時開議

○議長(松崎栄二君) 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、 議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

# 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(松崎栄二君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第37号 勝浦市過疎地域に おける固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第39号 勝浦市個人情報保護条 例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 令和3年度勝浦市 一般会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 鈴木克已君登壇]

○総務文教常任委員長(鈴木克已君) 皆さん、おはようございます。ただいま議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。今回の委員会におきましては、議案第40号の補正予算において、かつうら海中公園再生整備計画事業に追加補正予算が提案されたため、委員会開会後、直ちに休会とし、現地視察を実施。現地において、石井建築事務所及び東武建設から、補正する予算に係る事業の内容の説明を受け、現地で、設計会社等と事業に係る質疑を実施いたしました。

委員会は、午後から審議に入りました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算につきましては、(仮称)かつうら海中公園 再生計画事業についての質疑が集中し、質疑終了後、休憩動議が提出されたため、暫時休憩とし、 その間、委員間の意見を調整した後、再開し、結果として、賛成少数により補正予算案は否決さ れました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(松崎栄二君) これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。末吉議員。
- O15番(末吉定夫君) 1回だけしか聞きません。今回、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補 正予算、これにつきまして、賛否は別にしまして、午前中、現場のほうに行ったと。

我々、現場のほう、さっぱり分かりませんけれども、現場はどうなっていたか。例えばアスベストがどういうふうに処理、処分されたのか。あるいはコンクリートの擁壁が何メートルぐらい、どんなふうになっていたのか。その辺のところを詳しく教えていただきたい。

1回しか聞きませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。鈴木総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(鈴木克已君) ただいま末吉議員からの質問に対して、お答えいたします。

今回、委員会に先立ちまして、総務文教常任委員以外の議員の方にも一応、現地へ行く旨はお話ししてありましたので、来られた方もおります。そんな中で、当日、まず委員会を休憩して、直ちに鵜原のほう、吉尾の現場に行って、現場説明を伺いました。その際、事前に観光商工課長を通じて石井建築事務所、それと施工業者である東武建設、その両者というか、両会社の担当者に来ておいてもらって、現地での説明を受けました。

ただいま言われたとおり、説明は、もう既に上物は撤去されている状況でありますし、更地になっています。更地になっていて、今回の補正予算を上げることとなった場所は、一部でありますが、ユンボで掘削をして、土砂が取り除かれていて、まず擁壁のほうですが、擁壁の一部は、もともとというか、建物の下にあったということは承知しました。

ただその前に、外から、海側から見上げる状況になりますが、砂浜のほうからの説明を受けたときに、もう既にそこからは元の擁壁が、以前からあるんですけど、そこから今回の取らなきやならないというふうなことになった擁壁は、つながっています。つながっていることは、外からも確認できたんじゃないかなというふうに私は思いましたが、これは、確認は非常に難しかったということの説明がありました。

そして、事前に質疑のときにも図面が出ていましたが、最終的には9か所ある、くいを打つ部分ですね。その一番海側の左側のところが、それに引っかかっているということで、それを取り除かないと、最初はくいが打てないと。くい打って、強固な地盤がつくれないということからの今回の提案ですが、見た限りでは、それを取らなくてもいいんじゃないかというふうなことも考えられたので、委員のほうの、現場のほうの建設会社等への質問の中でも、そのものが、対応どうなのかということは質問していました。

ただそれは、取らなくてもできる方法も考えたということだけにとどまっていまして、これは 取ったほうが、より強固なものができるというふうなことだったと思います。

そして、メーター的には、新しい擁壁は7メーターなんですが、そこの角になっているところ取って、その海側のほうに新たに7メーターの擁壁を設置するということですが、取らなければ、その新擁壁も要らなくなるというふうに、建設会社との話では、そういうふうになるのかなというふうに私は考えていました。

そしてあと、アスベストですね。アスベストについては、もう既に建物が全部撤去されて、全て処理されていますので、現場にはもちろんありませんでした。というので、現場を撮ったときの写真があるかということで、確認をしたところ、写真を各委員は一応、回し見で見させてもらいました。

ですから、アスベストについては、もう工事を始めてすぐに、前回も皆さんに提出しましたが、6月2日には、もうその見積書が上がっている状態で、アスベストを発見したのは5月中です。ですから、工事が始まってすぐ、もうアスベストのことが出てきたというふうに伺っていますが、それについては現場にないということと、もう既に処理してしまったということで、その処理の過程については当然、アスベストですから、適正に法に基づいてやっているものと理解をしました。以上です。

○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

10時20分まで休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 開議

○議長(松崎栄二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算の撤回について、請求が ありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補 正予算の撤回についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

市長より撤回理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算 の撤回について、御説明申し上げます。

さきに御提案いたしました議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、去る9月13日に開催されました総務文教常任委員会におきまして、賛成少数で否決されたことを踏まえ、 議案を修正いたしたく、本議案を撤回しようとするものでございます。

以上で、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算の撤回について、説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) 市長より撤回理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第40号の撤回について、これを承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号の撤回は承認されました。 10時25分まで休憩いたします。

午前10時22分 休憩

左头10叶10八 明<del></del>类

午前10時40分 開議

**〇議長(松崎栄二君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

**〇議長(松崎栄二君)** 次に、議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

O議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(松崎栄二君) 次に、議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を 改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長(松崎栄二君) 次に、議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇〕

**○産業厚生常任委員長(久我恵子君)** 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件審査をするため、去る9月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(松崎栄二君) これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

**○議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(松崎栄二君) 次に、議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決 いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

# [賛成者举手]

O議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(松崎栄二君) 次に、議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

**○議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

**○議長(松崎栄二君)** 次に、議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

**○議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

**○議長(松崎栄二君)** 次に、議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(松崎栄二君) 次に、議案第45号ないし議案第49号、以上5件を一括議題といたします。 本案は、議案第45号ないし議案第49号、以上5件は、いずれも決算認定についてであります。 本案に関し、委員長の報告を求めます。丸決算審査特別委員長。

## [決算審査特別委員長 丸 昭君登壇]

〇決算審査特別委員長(丸 昭君) それでは、議長より御指名がありましたので、本決算審査特別 委員会に付託されました議案第45号ないし議案第49号、以上5件について、審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月15日及び16日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第45号ないし議案第49号、以上5件については、全員賛成で、お手元へ配付の 委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見等があり、その主なものを申し上げますと、まず一般会計歳入歳出決算歳入では、使用料及び手数料の減少に対し、消費税率の上乗せについてただしたところ、公共施設の使用料は、維持管理コストと受益者負担の額等を比較検討し決めるべきものと考え、改定された消費税率の適用を、財源確保の面から、来年度から上乗せするようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、歳出については、不妊治療費助成事業の実績及び保険適用についてただしたところ、昨年度までに28世帯へ助成を行い、16世帯18名が誕生しており、大変有効な事業である。保険適用で自己負担分も生じると想定しており、国の制度設計を踏まえ、できる限りの助成を図りたいとの答弁がありました。

若者等定住促進事業の成果についてただしたところ、住宅取得奨励金は、転入若者夫婦が3世帯、夫婦と子ども1人の世帯が1世帯、夫婦と子ども2人の世帯が3世帯の合計5件であり、賃貸住宅入居奨励金は、転入が3世帯、市内転居が1世帯の合計4件であり、前年と比較し増加しているとの答弁がありました。

災害時通信対策についてただしたところ、災害時に全ての通信が途絶えた場合でも交信ができるよう、情報の多ルート化として衛星電話を3台導入している。また、パケット通信により、どこのエリアでも通話ができるIPトランシーバーを導入しているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計では、糖尿病性腎症重症化予防検査についてただしたところ、糖尿病予防の改善教室として全4回の集中コースを2回実施し、重症化予防により人工透析を阻止することで、医療費削減を目的としている。特定健診受診者のうち、対象者は916名であり、教室には延べ206名が参加したとの答弁がありました。

直営診療施設勘定のその他の診療報酬収入の増加理由についてただしたところ、予防接種の件数が増加し、1,311件のうち、インフルエンザが1,178件であり、65歳以上の助成を2,000円に引き上げたことが要因ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、収益に対する今後の取組みについてただしたところ、今後も人口減少が見込まれ、コロナ禍による流入人口の激減から、使用水量も激減している。経費削減をさらに行うため、検針と請求の方法を毎月から隔月にすることで、経費を大きく抑えることができると見込まれるとの答弁がありました。

次に、総括質疑の中で、高齢者タクシー利用料助成事業、デマンドタクシー等公共交通について意見があり、併用して交通網の整備を研究していくとの答弁がありました。

なお、委員より出された意見に対し、新年度予算編成にできる限り反映するよう申し添えました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

**○議長(松崎栄二君)** これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 決算認定について、令和2年度勝浦市一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第45号は、認定することに決しました。

**○議長(松崎栄二君)** 次に、議案第46号 決算認定について、令和2年度勝浦市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

**〇議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、議案第46号は、認定することに決しました。

**○議長(松崎栄二君)** 次に、議案第47号 決算認定について、令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第47号は、認定することに決しました。

○議長(松崎栄二君) 次に、議案第48号 決算認定について、令和2年度勝浦市介護保険特別会計 歳入歳出決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第48号は、認定することに決しました。

○議長(松崎栄二君) 次に、議案第49号 決算認定について、令和2年度勝浦市水道事業会計決算 を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 「替成者举手〕

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、議案第49号は、認定することに決しました。

#### 議案上程・説明・質疑・討論・採決

**○議長(松崎栄二君)** 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

日程第2、議案を上程いたします。議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

# 〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第50号 監査委員の選任につき同意を求める ことについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任されています監査委員、西川徹氏が、来る9月30日を もって退職することから、西川徹氏の後任に淺野由美子氏を選任したいため、議会の同意を求め ようとするものでございます。

淺野氏の経歴を申し上げますと、昭和53年3月に東京教育大学教育学部心理学科を卒業後、同年4月に千葉県庁に入庁し、環境生活部県民生活課主幹、環境生活部大気保全課副課長、総合企画部女性サポートセンター所長などの要職を歴任され、平成27年3月に千葉県庁を退職。令和2年3月に千葉県庁再任用期間終了となりました。令和3年6月に一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター監事に就任され、現在に至っております。

その人格、並びに長年の職務経験と優れた識見は、監査委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

- **○議長(松崎栄二君)** これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。鈴木議員。
- ○1番(鈴木克巳君) 人事案件なので、質疑はと思いましたが、議長が許可をしていただけるなら、 内容をお聞きしたいと思いますが、まず聞く内容ですが、9月30日で西川徹代表監査が退職する ということで、淺野氏が新任になるという、今、説明を受けました。

西川氏については昨年5月、この議会で承認して、監査委員になっていますが、わずか1年半 もたたないうちに退任するというこの理由が、答えていただけるんであれば、お願いしたいと思 います。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。平松総務課長。
- ○総務課長(平松 等君) お答えいたします。今回の御提案でございますが、9月10日付で、辞職願に伴いまして、法に基づきます手続で、市長が辞職を承認いたしましたので、新たな監査委員の選任について同意を求めようとするものでございます。

ただいま質問のございましたとおり、9月10日で御本人から辞職願が出ていまして、その辞職願の内容を見ますと、一身上の都合と、このように記されております。以上でございます。

○議長(松﨑栄二君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、議案第50号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本 案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

**〇議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、議案第50号は、これに同意することに決しました。

**○議長(松崎栄二君)** 市長より議案の送付がありましたので、日程に追加し、議案を上程いたした いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松﨑栄二君) 御異議なしと認めます。

それでは、議案を上程いたします。議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を議題と いたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

**〇市長(土屋 元君)** ただいま議題となりました議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算 について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に17億8,495万3,000円を追加し、予算総額を111億8,836万円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、議会費においては、38万3,000円を追加し、総務費においては、総務管理費を主に、14億1,891万円を追加し、民生費においては、児童福祉費を主に、4,076万8,000円を追加し、衛生費においては、清掃費を主に、1億5,260万2,000円を追加し、農林水産業費においては、水産業費を主に、2,143万9,000円を追加し、商工費においては、3,642万6,000円を追加し、土木費においては、道路橋りょう費を主に2,780万5,000円を追加し、消防費においては143万1,000円を追加し、教育費においては、保健体育費を主に、244万8,000円を追加し、災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧費を主に、7,580万円を追加し、予備費においては、694万1,000円を追加しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に地方交付税 3 億7,826万2,000円、分担金及び負担金426万6,000円、国庫支出金8,034万6,000円、県支出金91万円、寄附金 8 億30万円、繰入金 5 億5,582万3,000円を追加計上し、市債3,495万4,000円を減額しようとするものでございます。

債務負担行為においては、市役所庁舎等における自家用電気工作物保安管理業務委託の期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額1,569万円とし、学校給食共同調理場における廃水処理施設維持管理業務委託の期間を、令和3年度から令和8年度まで、限度額1,763万5,000円とし、学校給食共同調理場における業務用給湯機保守点検業務委託の期間を、令和3年度から令和8年度まで、限度額324万5,000円とし、学校給食共同調理場における空調機保守点検業務委託の期間を、令和3年度から令和8年度まで、限度額715万円とする4件を追加しようとするものであります。

地方債においては、過疎地域持続的発展特別事業債のほか6件を追加し、過疎地域自立促進特別事業債ほか1件を廃止し、漁港海岸保全施設整備事業債ほか2件の限度額を変更しようとする ものでございます。

なお、本案については、去る9月13日に開催された総務文教常任委員会において御審議いただ

いた議案第40号の令和3年度勝浦市一般会計補正予算の採決の結果、賛成少数で否決されたことを踏まえ、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業に関する経費を2,401万3,000円減額した1,496万円に変更し、また令和3年8月20日に国において、事業者支援分として、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の追加交付が示されたため、その関連する経費として、経済活動に影響を受ける農林水産事業者及び商工事業者の支援に要する経費4,000万円を追加したものとなっております。

以上で、議案第51号の提案理由の説明を終わります。

- **○議長(松崎栄二君)** これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。磯野議員。
- ○6番(磯野典正君) それでは、補正予算の31ページの商工費でございます。前回出された数字から、かなり金額が下がっておりますけれども、委員会として現場を確認させていただいて、業者ともお話をさせていただいた中で、やはり私の中で、どうしてもこのアスベストの件に関しましては、納得のいく数字ではないのかなというふうに感じています。

前回もお話ししていますけれども、これに関しては、業者に対して3億9,996万円の設計施工、 工事監理、これ含めた費用として、請け負っていただいているわけですよね。そんな中で、基本 設計、もちろんこれにプラスアルファの費用がかかっていて、そういった中で、なぜ業者が100% じゃないのか。ここに今回、補正で出されたアスベストの除去工事は、半額ですよね。半額、市 が見なければいけない。この理由をお示しください。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- ○観光商工課長(大森基彦君) お答え申し上げます。まず、今回、アスベストの関係に関しまして、ちょっと時系列で申し上げますと、建物建てる上におきましては、まず企画立案がありまして、基本設計、実施設計と進んで、施工と、あと工事監理というふうになってくると思うんですが、どの段階、特に企画立案の段階におきましても、特にアスベストに関しまして調査とか、話題につきましては出ていなかったと。

ただ基本設計におきましては、会議の中において、アスベスト調査が必要だということは出ていたというのは、これまた事実でございます。そういったのを含めまして、実施設計の中におきまして、アスベスト調査というのを盛り込んだところでございます。

なぜ実施設計のところかといいますと、基本設計の中で話が出ました。その中で、アスベスト調査につきましては、基本設計の中で、基本設計というのは495万円で、委託契約を結んでやっているところでございますが、さらに費用がかかるというところ。それと、この話が煮詰まったのが3月3日。3月10日が契約の期限でございましたので、調査したのでは、基本設計の中では間に合わないというところから、実施設計のほうに調査を行うということになったところでございます。

実施設計のほうで調査した結果、アスベストが検出されましたので、その費用をどうしなければいけないかというところで、話があったところでございますが、そのところをちょっと細かく申し上げさせていただきますと、まず実施設計のところ、仕様書にはアスベスト調査と、既存施設アスベスト含有調査という項目があります。その際に、今回、それで募集をかけましたところ、すみません。令和3年4月6日のときに、業者のほうから、アスベストの対応につきまして、調査、実施設計の中で工事費増額となった場合の追加予算の扱いについては、その時点での協議と

いう認識でよろしいかという御質問がございました。それに対しまして回答として、同年4月13日に、御推察のとおりですというふうに回答したところでございます。つまり、この時点で協議ということになりました。

その後、調査した結果も、実際にアスベストが出たというところでございます。本来でしたら、これについては市のほうからも、きちんと資料を提供して、アスベストあるかどうかを見ていただかなければいけないというところがございます。

ただ業者側としても、昭和55年築というところであれば、当然のことながらアスベストがあるというのは踏んで、業者からも強く意見具申といいますか、言っていただかなければいけない。もうやらなきゃいけないですから、その分についても見積り出しますよといったところも、見積りというのは、工事費の中へ入れますよとかそういったところを言っていただかなければいけないといったような、確かにこれはしかるべきといえば、そのとおりだというふうに思っております。

そこで、協議した結果、半額といったところに落ち着いたところでございます。つまり、市側としても、きちんと資料を提供しなければいけない。また、このアスベストにつきましては、これは厚生労働省のホームページによりますと、発注者が施工業者に対して行うべき配慮というところで、解体する建築物等のアスベストの使用状況を通知するよう努めるとか、あるいは、アスベストが使用されていることが、明らかになった場合につきましては、除去工事に必要な費用等を含めた発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができる配慮をすることになっておりますので、これは発注者側の責務として、このアスベスト処理は行わなければいけないというところも、厚生労働省のホームページにも書いてございます。

そのようなことから、確かに業者側も強く言っていただかなければいけなかったことがありますが、市側としてもそれを受け止めて、また、市のほうも何らかの対応をしなければいけなかったといったようなところを勘案しまして、今回、じゃ半額というところに協議が落ち着いたというところでございます。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質問ありませんか。磯野典正議員。
- ○6番(磯野典正君) 丁寧な御説明ありがとうございます。市側にも資料の提供とかが不足していたというような課長の答弁であったと思いますし、もっと事業者側から、昭和55年の建物なんだから、当初から、アスベストが出るというのを分かっているだろうというところを強く言えなかったとか、いろんな御意見がありましたけれども、市長がこの施設に関して発注かけているわけです。市側としての調査のミスがあったのかどうか、そういったところは市長、把握しているのかどうか、お聞かせください。
- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。土屋市長。
- ○市長(土屋 元君) 今、課長が答弁しましたように、使用状況を予測し、あるいは通知。しかし、この資料というのは、なかなか分からなかったということもありますので、その中で、実施設計で、その辺について明らかにしようということで、協議をという形になったというふうなことでございます。以上です。
- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。
- **〇6番(磯野典正君)** 資料は、そもそもなかったと考えてよろしいのか。それ、一つお聞かせください。なかったから、市側が資料を提供できなくて、業者側に強く言えなかったということなの

か。それとも、あったにもかかわらず、提出してなかったのか。

もし、そうだとすれば、市の落ち度だと思いますけど、そうなったら、こうやって半額にして くれってお願いしなきゃいけない可能性もあるかもしれませんが、ただ半額にしても、これは税 金を投入するわけですから、それであれば、どのくらいの金額であれ、私は、発注者である市長 から、こういうミスがありました。で、こういうお金を使わなきゃいけなくなりましたという謝 罪をするべきものだと僕は思います。

ですので、その辺に関して、資料の件に関して、お聞かせください。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- ○観光商工課長(大森基彦君) お答えいたします。まず、こちらから提供した資料といたしまして確認できるのが、平面図、それから立面図、あと矩計図、これを提出してございます。その他、当然これ、基本設計やるに当たりましては、海中公園のほうにあります無料休憩所の図面を借用して、提出しております。

これも話合いする際に再度、事業者のほうに確認しました。今回、擁壁の部分を含めまして確認したところ、「ないと自信持って言えますか」というよりも、「ないんですね」といったようなことを、要はその図面から読み取れなかった。資料から読み取れなかったというところを確認しましたところ、読み取れなかったといいますか、記載はなかったといったような回答を得ております。

したがいまして、こちらのほうに例えばアスベスト使っていますと書いてあるとか、そういったところが書いてあればよかったんですが、そういったところもなかったというふうに認識しておりまして、今回、協議をしまして、結果として、半分という形になったというところでございます。以上でございます。

- **〇議長(松崎栄二君)** ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- ○5番(戸坂健一君) 私からも商工費、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業について伺います。 私からは2点、まず擁壁工事の変更点について伺います。

今回、修正していただいて、約2,400万円の減ということで、この大きな予算減の主な理由として、擁壁工事の変更があるのかなというふうに思います。当初の説明、また委員会での説明では、擁壁を撤去して、そこに新しく擁壁をつくって、その上に柱状改良を施すという説明であったと思うんですけれども、この擁壁工事の変更点について、また予算減額したことに対して、安全性はどのように担保するのかということを御説明いただきたいというふうに思います。

また、2点目ですけれども、今後の予定ですね。擁壁工事の工法が、もし変わるんであれば、 工期にも大きな影響があるというふうに思うんですけれども、その点について、今後の予定をお 聞かせください。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- ○観光商工課長(大森基彦君) お答え申し上げます。今回、まず地中埋設物の関係でございます。 今回の大きな変更点というところでございますが、これにつきましては、7月29日に現場打合せ の際に、あるというのは確認されました。このときは、対応可能じゃないかといったようなとこ ろでございます。

ただ、8月10日の現場打合せ、また定例会におきまして、地中障害、これはもう検討が必要だ という話になりました。 8月18日のメールにおきまして、これは、今回の柱状改良部分のほぼ中央にかぶっているというところから、簡単に撤去できない。要は、事態が深刻だというところで、その時点で、2案、出ました。

一つの案が、擁壁自体を撤去しまして、支持層までコンクリートを打つと。ただ、このときは、 擁壁を新たにつくるといったような話までは進んでおりませんでしたので、擁壁撤去後の影響が 心配ということと、工事費は大幅に増加するというところでございます。

そのときのもう一つの案が、8月18日ですから、ざっくりした案ですが、既製のくいを4から6本ぐらい、効果的なポイントに打設するという方法、この御提案がございました。これについては既存、今の擁壁の底版と、それから既製のくいの干渉、これが検討できるかは不透明だというところでございますが、擁壁を壊すよりも、工事費は抑えることができるといったような話も出たところでございます。これが、質疑のときに出ました異種基礎というところでございます。

その後、8月19日に際しまして、またメールが来まして、東武建設から、今回の既製ぐい、これはコンクリートぐいなんですが、これを鋼管に代えることによりまして、さらに工期、それから費用面で優位になる。要は工期、また費用面、より優れているといったようなお話がございました。

8月24日に最終的なメールといたしまして、擁壁を壊して新たに擁壁をつくる。そして、柱状改良を行うというところの案が示されました。また、もう一つ、コンクリートぐいにつきましては、搬入する機械が現場に入りませんので、それは無理だと。ただし、鋼管ぐいであればできるというところでございます。このときのざっくりとした案でございますが、擁壁を壊した場合につきましては、3,325万3,000円で、鋼管ぐいを使えば、1,166万円でできるといったようなところでございます。

ただ、鋼管ぐいを使った場合は、基礎が違います。異種基礎といいまして、基礎が違うので、例えば水平力に対しまして、また詳細な協議が必要。いわゆる建築確認の契約変更の申請が必要ということで、これが通るかどうかは不透明だというところから、この結論がまだ出ませんでしたので、予算要求につきましては高いほう、上限という意味も含めまして、高いほうで出させていただいたというところでございます。

これにつきましては両方の面で検討して、ただ、この時点では、ほぼ安くて早くできるのは鋼管ぐいを使った方法だということで、その案が、それでいければいいということから、どちらかというと、そちらのほうへ力を入れて検討していたというところでございます。

この議会開会中のところも検討していただきまして、9月13日の総務文教常任委員会のときにもう一度確認しましたら、何とかいけそうな感じだといったような感触は得られたところでございます。

さらに検討を重ねた結果、先ほど申し上げました3つ目の案、既製ぐいを、鋼管のくいを今回は6本、それを入れまして基礎とするといったような案でまとまったというところから、今回、御提案したところでございます。

これをやることによって、基礎が違うんですが、これについては建築確認などの事前協議といいますか、いろんな構造関係といったような話合いも進んでおりまして、最終的にこれでいけそうだというところから、今回、御提案させていただいたというところでございます。

したがいまして、工事内容につきましては、擁壁を壊して新たにつくる。そしてそこに柱状改

良を加えるという工法ではなくて、既存の擁壁は残しつつ、そこに鋼管ぐいを6本入れるという 形で、御提案させていただいているというところでございます。

この工期につきましては若干、短くはなります。これでいきますと、一番最初、A案が10週から13週間程度でしたが、これを使いますと、7週間から10週間程度できると。これ最後の2週間につきましては、現在、行うべき工事とオーバーラップさせることができるということから、そこでも2週間ほど、さらに工期は短縮されるというところでございます。まだ正式な、いつ頃になるかといったのは出てきておりませんが、二、三週間程度は短くなるというところで見ているところでございます。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- ○5番(戸坂健一君) 擁壁についての御説明をいただきました。工期も、二、三週間短くなるということで承知をいたしましたが、再質問としては、今後の予定なんですけれども、もし、これが可決された場合ですね。可決された場合ですけれども、この5月の臨時会で、工事請負契約の締結について議決を得ていると思うんですよね。もし、この予算が通った場合、この工事請負契約の変更ということになるのか。そうすれば、また臨時会を開いて対応しなきゃいけないというふうに思うんですけれども、この辺の御説明をお願いします。
- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- **〇観光商工課長(大森基彦君)** お答え申し上げます。確かにこの5月21日に、工事請負契約ということで、工事の相手方と、それから金額につきましては議決いただいたところでございます。

これにつきまして、アスベストの話もあるんですが、アスベストにつきましては処理は、これは解体ですから、先に進まなければいけないということで、現在、3億9,996万円ですか、この金額で、予算のほう可決させていただいているんですが、工事も決まっているんですけれども、まずアスベストにつきましては、どうしてもこれは早くやらなければいけないということから、工事終盤の工種、例えば外構工事とか、そういったのを一旦止めて、その分のお金を充当してアスベスト工事は処理させていただいたところでございます。

また、今回の擁壁、くい工事ですね。くい工事につきまして当然、また新たな工事になるわけでございます。しかもアスベストを含めまして、予算の増額のほうを御提案させていただきますので、契約が変わりますので、これにつきましては、大変申し訳ないんですが、また議会のほうを開催していただきまして、そこで、工事請負契約の変更ですか、それの議案のほうを御審議いただくということになると承知しております。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 私から観光商工の海中公園。これ今、聞いていてもそうなんですけど、当時からプロポーザルで、当然、石井設計がやられて、まずアスベストから言わせていただきますと、設計業務の中には、アスベストの環境配慮に関する工事が、何年度にどういうものができたかと。まず一点、工事の段階で、飛沫の問題も当然あるんでしょうけど、その時点で壊しちゃってから、それを、どういう写真で、どうなっているのか、私は見てないけど、その時点で勝浦市のほうに、勝浦市が資料提供するよりも、相手方はその辺のことを十分検討しながら、この問題というのは見ているわけですよ。塗装材から天然材の石綿、要するに耐火被覆としての石綿は、前々からの話の中で、この十何年から、がんの発生があるから、国のほうもアスベストを使わないよと。ほとんどの建物、ボードからコロニアルから、木造でいえば、ほとんどもう含まれているわ

けですよ。その辺でどう対処していくかというのは国のあれなんだけど、設計の段階で、まして や公共事業の中で、そして6月ですか、分かったと。

基本設計の中でも、基本設計500万円近い金をいただいて、その辺の調査が甘いんじゃないかって話ですよ。それは課長も答弁、苦しい答弁しているか、私は分からないけど。ましてや、これを500万円から半分にするんだと。それは協議、勝浦市も悪かったよと。勝浦市も悪い前に、前回も言ったように、代理者としての設計屋ですから、職員が分からないだろうという問題を、彼たちが解決するべき問題だと思うんですよ。そして、それを勝浦市も悪かったよという話にはならないんだよね。

そういう中で、実際ここに上がってきて半分にするといったって、資料の中で、何が何だか分からないよと。半分までまけられるんだら、最初から500万円なんか出してくるんじゃないよ。もっと煮詰めたもので、勝浦市と協議するべき問題。

ましてや99.9%ですか、そういう値段で、プロポーザルで落としている以上、どうも納得いかない。そういう面でも、業者がむしゃぶりついているようにしか、私は思えない。やっぱり勝浦市にありがとうございますよと。実際、我々の世界でも、お金に頭を下げる。私も頭下げるの、あんまり好きじゃないけど、仕事としては、お金に頭下げるんです。

そういう意味からいって、資料的にも、これ全然分からない、このアスベストに関しても。そして時系列からいっても、基本設計から入って、実施設計に入ったら、それ何とかしちゃおうなんていうような考え方を、課長からは受け取ることしかできなかったんだけどね。とにかく、誠意が少し足らないんじゃないかと思うのが、アスベスト。確かにこの事業というのは大変な事業なんですけど。

そして、もう一点は、1,496万円、擁壁の問題ですか。これも、一旦は金を上げてきて、そして検討しろと議会で言ったら、今度は検討して、それを下げてくると。それはそれでいいんですけど、もう少し向こうから自主的に検討する余地というのは十分あるわけですよ。そして、業者のほうは勝浦市に、課長にぶん投げて、勝浦市もスケール持ったり、いろんなことして。そんなものは業者のやる仕事です、写真見る範囲ね。

ただ、その写真の擁壁も、15メーターの両サイドをはつりとって鉄筋を出してという話の中もあるんでしょう。ただ、それが地中にどれだけ埋まっているかというのを下側、海岸の南岸の問題を写真で見ると、私はちょっとそのとき、用事あったから行けなかったんだけど。南岸の岩が見えていますよね。それをどのように処理したか。その以下の問題で、擁壁がつくられていたのかという問題も不透明なんですよ。不透明。ちゃんとに、こうだから、この金額でこうで、立米数はこうだからと。鉄筋が何トン入っていて、何か7トンだの、8トンだの、えらい金額で入っていたけど、当初はですね。

そういうものがやっぱり説明をちゃんとにして、納得させる問題でなければ。この前も言ったように、多少の上下関係なんかどうだっていいんですよ、金の問題では。ただ、このくらいだよというものをちゃんと正確に、それは何万か何十万か違うのなんか、どうだっていいんですよ、それは。ただ、あまりにも金額が多過ぎちゃうから、こういう話になっている。

そこで、今、異種、要するに鋼管ぐいだと。そこを鋼管ぐい、今、9本がコンクリートぐいである中で、今度は鋼管ぐいの6本、するんだと。それは構造的に土木サイドの許認可するほうとの協議もあるんでしょうけど、役所の仕事だから、恐らく鋼管ぐいで許認可を落ちちゃうのかな

とは思うけど、設計屋の問題もあるんでしょう。

ただ、それだったら、くい打つ前に検討が何でできなかったの。それだったら、最初から鋼管 ぐいにすれば、コストも落ちんだろうし、全体的コストですよ。くいを60本、70本打っている。 そういう面から考えても、もう少し勝浦市、議会はそれを上がってきたものを討議しているだけですからね。勝浦市の代理人として石井設計って名前出しちゃうけど、大きな声で。少なくとも 勝浦市に寄り添ったものでなければいけない。プロポーザルで、東武建設はひもつきでなのか、何なのか知らないけど、一旦、JV組みながらやっているんでしょうけど、もっと思いを伝えてもらわなけりゃ困るんですよ。

そして、それを工期。工期なんていうのは大体、28週強度で、コンクリートは打てば、上がっていきますから。大体1か月で上がっていくから、4階建て、ワンスラブ、3階建てだったら。そんな工期なんか、前にも言うように、どうにでもなるんです。ただ、その中で当然、工期の検討、ネットワークの中で検討して、それは勝浦市に提出し、3月までには完璧に終わりにするんだという人力を尽くしてやってもらうのは、工期の問題だからいいんだけど、金の問題に関して、何か……。ここで見る範囲で、これだけ下げたよ。1,960万円下げたよ、工事代と。これだけのこと補足説明で、はっきり言って分からないですよ。

向こうが上げてきているものは、そちらが役所のほうで持っているのかどうか分からないけど、 ただ、議会に出したくないのか、それは分からないけどね。これで、またやりなさいよと言われ たって、納得いく話じゃ私もできないんで、その辺どうなのか。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- **〇観光商工課長(大森基彦君)** お答え申し上げます。まずアスベストの件、業者側の誠意といったようなところが、お話がございました。

確かにこれにつきましては、先ほど言った基本設計の中の話でも、市の内部からでも話は出て おりますし、業者側も、アスベストの調査に関しては意見具申といいますか、話が出ているとこ ろでございます。

そういった中で、聞き取り調査した結論なんですけれども、これは基本設計の結論ですね。中のアスベスト関係の結論ですが、当時、無料休憩所、まだ営業中でございましたので、この調査というのは、中に入って営業止めて大々的にやらなければならないというところと、また、この調査の実施に関しましては、予算がどうしてもついてきてしまうというところから、実施設計の際に行いましょうといったような話になったというところでございます。

また、業者のほうとしても、説明はいろいろとしたんですが、どうしてもこれ、基本設計のほうの期限が3月10日ということでございますので、そこには間に合わないといったようなところから、今回、実施設計のほうにその調査を入れたというふうなことであるというふうに理解しているところでございます。

ただ、これに関しては、業者側としても、そういった意見のことも言っていただいておりますし、また先ほど申し上げましたように、こちら側としても、十分な資料を提供できたのか。公共工事におきましては、まずはきちんとといいますか、資料はできるだけ提供しなければいけないというところが、確かに100%自信持って言えるかというと、そうではないというところと、業者側に聞き取った際も、これも先ほど申し上げましたが、渡した資料からは、アスベストが使われているといったような記載は見当たらなかったと。ただ、昭和55年築のものであれば、アスベス

トは入っていると、まずそこから疑ってかかるべきだというふうなお話であれば、確かにそれは そのとおりだと思います。

そういったようなところから、市側のほうも、100%、それに対して業者側に責任を負わせるわけにもいかないというところから、今回、協議の結果、半分になったというところでございます。また、もう一つ、地中障害の関係でございますが、これは時期のほう、再度申し上げますと、7月29日に発見された後、8月10日に、対応しなければならないと。そこから8月18日に2案が提示されまして、19日に、これは東武建設のほうから、さらに安い案が提案されたというところ、24日に、方法案3つの案が出たというところでございます。

これについては、ちょうどその頃ですので、どうしてもこれ、予算提案するに当たりまして、 市長査定も終わっている段階。24日ですと、次の週には、皆様方のほうに予算書を配らなきゃい けないといったようなこともあります。このとき、先ほど言いました鋼管ぐい、これがもうほぼ 建築確認のほう、変更申請のほうも、計画変更申請も大丈夫だということであれば、そちらの案 でいったんですが、この時点では、まだそれが不透明だったというところから、それならば上限 のほうで御提案させていただこうというところでございます。

この議会開会中も、石井建築それから東武建設のほうは、これにつきましては、いろいろと検討してもらっています。また、先ほど申し上げましたように石井建築のほうは、建築確認申請、また構造の審査のほうですか、構造計算適合性判定審査、そういったところなども協議をしていただいた結果、9月13日、総務文教常任委員会の日は、ほぼこれでいけそうだという、まだ確証はないけど、いけそうだといったような御回答は出てきたところでございます。その後、さらにまた検討を重ねていただきまして、最終的に今回、この案にまとまったというところでございます。

今回、この案件が発生した段階と、この議会が重なってしまったために、こういったようなことで御迷惑をおかけして申し訳なかったんですが、そういったようなところから、東武建設・石井建築事務所共同企業体のほうにつきましても、やっていただいているといったところで、今回この御提案させていただいたというところでございます。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。
- **〇8番(寺尾重雄君)** まず、アスベストの問題ですけどね。確かにあれは休館日なしでやっているわけ? 私は分からないんだけど。そして、先ほど来から言うように、外壁内壁そして、そしてこの前の本議会ではエルボ、設備関係のですね。そりゃ、中へ入らなけりゃ分からないけど、外壁だって、ある程度は見て、分かるわけですよ。

向こうの言い訳じゃないけど、そのように勝浦市のほうに言って、何か調整とられているようにしか受け止められない。本気になって、その問題を解決するに当たっては、立ち会った時点か、また、それを見ないで設計、解体するとかそういうこともないだろうし、当時の4億4,996万円だかの中には、内訳書の中に、どうなっているのかというのは、積もり上げていくべき問題だろうし、それを実施でやればって、どうも納得いかない。

そして、休館日が取れないから、それは調査できなかったと。少なくとも外部からの目視でも、できる問題。あるいはちょっと中に入って、それは設備関係というのが隠蔽されている部分もあるから、これは難しいって。45個でしたっけ、エルボ。そんなのは後からの話でも、重々分かる話。45個は幾らなのかって、分からないけど、それは見積りの段階。そういう意味から考えると、

それを勝浦市が悪うございましたから、半分は持ちますよという話でもないんじゃないかなと私 も思うんですよ。我々だって、自分の責任の中で失敗すれば、自分たちが持つべき問題だし。そ れは私の話だからね。

その中で、あと工期的に7月29日から13日の常任委員会まで、もう1か月近い数値の中で、確かに時間というのは、やらなければ終わんないんですよ。終わんないけど、こうしよう、ああしようというのが見えてこない。

そして、前回の議会でかけたら、こういう提案され、これを今やっている状態なんですけどね。 もっと向こうから、この辺をこうしたい、ああしたいと。そして、支持ぐいである以上、擁壁な んか、擁壁なんかといったらあんだけど、その土圧というのは、そんなにかかる問題じゃないし、 建物はそれで十分もつ話でしょうから、そんなのは普通の技術的な観点からいけば分かるだろう し。当時、8メーターも7メーターも深いんだよって。じゃ、どのように調査したんだと、その 写真はどこにあるんだ。その辺の報告書というのはどうなっているんだと。何か向こうの言い分 だけで、言葉だけでやられているように思えるんだけど。

その資料というのは、課長も技術屋じゃないから確認もできないでしょうけど、少なくとも説明というのは受けるべき問題はあるんだろうし。受けたといえば、それはそれで、そういう話になるんだろうけどね。納得いく範囲でですよ。ある程度、相手が説明すれば、素人でも、これ、こうなんだってぐらいは、納得できる問題はあるんだろうけど。

まず、アスベストの問題を踏まえても、壊しちゃってから出される。出す前にこうなんだよって問題。そして、工期がないとかあるとかって、工期なんか自分たちが受けた時点で、どうするか。やむを得ないときには、それは相談しなければいけない。だけど、最低限それに進んでいかなけりゃいけないだろうし。市のほうだって、補助金の問題だってあるんだろうから。だから、その辺の説明が、ちゃんと資料としてあるんですかという問題、課長。

- 〇議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- **〇観光商工課長(大森基彦君)** お答え申し上げます。それの資料というところでございますが、まずアスベストに関しましては、既に皆さんのお手元へ行っているといいますが、見積書が出ております。

その後、東武のほうから検査報告書と、あと管理報告書につきましては、手元に来ているところでございます。

あと、今回の擁壁の件、これにつきましては、当然のことながら、A案、B案、C案出た後に、C案になったというところ。で、C案になって、再度、見積りといいますか、金額を出したのをいただきまして、それにつきましては、どういったような工法をとるか、そういったようなところにつきましては、説明を受けているところでございます。

例えばこの中で、鋼管ぐいですから、パイルを使うわけですけれども、そのパイルは、これ羽根つきのパイルですけれども、どういったようなパイル、直径が318.5ミリで、これを8メートル。8メートルですけれども、実際これ6メートル、最大6メートルなんで、6メートルプラス2メートル、これを裏当て金を使って接続、溶接しますよとか、そういったようなところは、説明のほうは受けているところでございます。それで、今回はこれで予算のほうを提案させていただいているというところでございます。

これが十分かというと、確かにまだいろいろと確認すべき事項はあるかと思いますが、現状で

の資料といいますか、そういったようなものは提出していただきましたので、今回、御提案させていただいているというところでございます。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。
- **〇8番(寺尾重雄君)** 確かに支持地盤6.3メーターの問題の中で、くい径の1.5倍入れるから8メーターぐらいの話になるんでしょうけど、それはそれとして、技術的な。

その中で、この予算というのは、もう追加でそのまま、もう相手方に出すのかという問題なんだけど、1点ね。これはこの議会で決まったら、相手に、もうそれで分かりましたという話なのか。そうだとすれば、十分、検討し、相手方も、相手は金もらうことが先決だから、少しでも多くね。これは世の中の常です。払うほうが、税金でいいんだなんていう話にはなってもらいたくないという話が、私の中にあるんです。

そういう意味で、じゃ何で最初から3,800万円も出して、検討もしないで出してきたんだと。議会で討議というか、議会でこういう話になったから、それを一生懸命に考えたと。そこに誠意が足りないというんですよ。それだけ勝浦市がなめられ、議会がなめられ、はっきり言います。取れるものは取っちゃおうと。今後の勝浦市の公共事業の発注においても、それはみんなお金欲しいから仕事をするんだけど、こういうことであれば、うわさ、業界なんていうのは電光石火で走るから、うわさになるんですよ。それだけに、お互いに執行部も私たちも一生懸命に市民のために働いていかないと。それは、お金は確かにみんな欲しい、ね。ただやっぱり、考えるべきものを考え、やっぱりいかなければいけない。

そこで、副市長にこの辺の問題、今後の問題、どのようにしていくかね。この問題は別にしてですよ。公共事業の在り方について、その辺、御答弁願います。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。竹下副市長。
- **〇副市長(竹下正男君)** 公共事業の在り方ということでの答弁ということで……。

公共工事につきましては……。まず、その前に議員から質問のございました「この予算案で終わりなのか」ということに対しましては、あくまでも今回は予算の計上でございまして、結果として、変更契約を結ぶことについては、今後のことになります。

したがいまして、この工事につきましては、あくまでも1億5,000万円を超える工事でございますので、議会の議決が必要となっております。その議会の議決案件の、また変更であるということでございますので、確かな数字に基づいて設計書が組まれ、そして変更契約を締結する段階においては、皆様方に変更案として提示をし、決を求める予定となっております。

今回行っているのは、あくまでも、その前段としての予算化、その予算を講じない限りにおいては、今後、執行が滞ってしまいますので、ぜひともここで予算は計上させていただいて、皆様方の同意いただきまして、その後において、市として見積書のチェックをかけ、そして金入りの設計書をつくり、その金入りの設計書に基づいた契約行為に及ぶということを御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長(松崎栄二君) 質疑の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

〇議長(松崎栄二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。竹下副市長。

**○副市長(竹下正男君)** 寺尾議員の質問の本題でございます公共工事の在り方についての答弁漏れ がございましたので、お答えさせていただきます。

先ほど来から、海中公園事業については業者の言いなりである。また不信感がぬぐえない等の発言はあったところでございます。そのように感じられる根本の問題としては、当市における技術職員の不足が挙げられるのではないかというふうに私は思っております。市の発注する公共工事全般についてもそうですが、発注者である市として、土木職、また建築職の職員を当該業務に係る現場監督者として配置できていれば、発注者、そして請負者、双方での議論が可能でございまして、議員の皆様方が懸念されるようなことも、ないのではないかというふうに考えてございます。

したがいまして、まずは海中公園再生事業を行うに当たっては、なるべく早い機会に、建築業務に精通した専任の担当者を配置しまして、しっかりと現場を監督し、そして事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

この要員確保に当たりましては早速、県に対しまして派遣要請をしてまいりたいというふうに 考えてございます。以上でございます。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。
- **〇1番(鈴木克已君)** 私からは議案第51号、補正予算について、大きくは2点伺います。中身はまた別です。

1点目は、31ページの中小企業等事業継続支援事業2,000万円の補正であります。これはコロナ対策ということで、改めて補正されるということでありますが、まずこの中で、中小企業に対して、新型コロナウイルスの、売上げが減少した事業者に対して、1事業者当たり5万円を支給するという内容になっていますが、その中でお伺いするのは、1点目として、中小企業の範囲。そして支援金申請の方法について、まずお伺いします。

これ、一問一答でいいんですよね。その後に海中公園やるんですけど。

- ○議長(松崎栄二君) そのまま質問してください。
- ○1番(鈴木克已君) はい。2点目については、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業の1,496万円についてお聞きします。前段者が、このことについて相当深く掘り下げて質問されていました。前段者と重複する点もあろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

まず1点目として、今回の1,496万円、アスベストが286万円。あと地中障害物が1,210万円ということでの合計ですが、9月、今回修正、改めて出されましたけど、当初に出された追加工事費3,897万3,000円から、再提案されたものは1,496万円と。この設計変更について、この1,496万円、アスベストのほうは、さっき前段者の説明の中で、半分は市にも非があるので、折半したということで、当初の572万円を2分の1ずつということで、286万円という数字になったという数字は理解しました。

それと、当初は擁壁を撤去、新設、そして改良ぐいの工事等々を含めて、3,325万3,000円の補正が組まれていましたが、これが1,210万円まで落として今回、来たと。それは設計の方法、工事の方法が変わったという説明は、前段者の中で受けましたので、分かりましたが、この1,210万円について、私、前回のときも、3,800万円の工事については、何ら審議するための基礎資料がないということで、基礎資料、いわゆる見積書を要求しましたら、市のほうは出せないということで、

私、個人的に開示請求をして、市のほうからこの見積書写しを有料でいただきました。

それを議員の皆さんに配らせてもらいましたけど、それがあったから、委員会の中でも、現場に行って、設計会社の石井建築事務所と東武建設のほうと、話ができたんです。それで、その中身について質問させてもらいました。これは市ではなく、工事関係者に数字の根拠を聞いたところ、答えられないんですよね、設計した会社が。そして「後で資料出します」と言われましたけど、資料も出てきません。

こんな見積りがあるということ自体が、本当に業者を疑うというか、思っちゃいましたね。結局は、一つとれば、要はパイル打ち工事についても、「下請から出てきた見積書を、ここに書いてあるので、分かりません」という答えがたしかありましたので。そういうところに相当のお金、基本設計もそうですし、4億円の設計についても、2,200万円という数字を設計会社に払っているんですよ。両方で約2,700万円近くの金を、設計者の石井建築事務所には払うんです。そういう事業、設計を受けておきながら、いざ説明を受けたら「分かりません」。こんな設計会社は実は、私、あまりよく知りませんね。責任を持って答えるべきだというふうに思っていましたけど、そこで業者を責めるというか、答えられるのはそれ以上分かりませんから、しようがないんですけど。

今回、新たに出たアスベストの半額はそうだとしても、1,210万円については、もちろん積算の根拠はあると思いますので、まず最初に、また開示請求しろって、今からやって、今日中に出るわけがないんで、言われても困るんで、この時点で、まずその見積書の写しを全議員に配付するよう、私は今、お願いします。

その上で、見積額の積算の根拠を詳細に示していただきたいと思います。見積書が、数字が積算されていなければ、この1,210万円は出てこないはずですので、もしそれがないということになれば、これもまた大問題になるんじゃないかなというふうに思います。何の根拠もない数字を出してきたのかということになりますので、その辺は議長にお願いをして、この場で請求されても困るということであれば、それはまた別の議論になりますけど、お願いをしたいと思います。

それとあと、先ほどの前段者の質問の中で、鋼管ぐいを使った工法に変わったと。そして、それが何とかいけそうだということになったことから、今回の予算額となってきたということを受けましたが、その辺の何とかいけそうだという部分について、いつ、どのように判断してきたのか、お伺いします。

次に、アスベスト。前段者、皆さんが言っているんで、アスベストが半分になるというのは、それは数字として承知しましたが、私はこのこと自体については、既に撤去した現状建物の検証が不十分だったと言わざるを得ません。委員会で現場視察したときにも、先ほども質問ありましたけど、全く物もなければ、写真しかなかったということで、アスベストが出てきたから、572万円かかっているんで、それを要求されましたが、それは、もう何回も言っているけど、これは市の責任はないと私は思いますよ。市のほうに責任は、私はゼロだと。これはあくまでコンサルと事業者の、4億円の事業をやっている中の事業なんで、そこには、コンサルとそちらで全責任を持つべきだというふうに私は思いますし、本当に設計がしっかりしているコンサルであれば、昭和55年に建築した41年前の建築からしても、前段者が話していましたが、アスベスト含まれているのが当然ということで、対応しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

そういう推測ができているにもかかわらず、出てきたら、処理しますので、金ください。そん

なばかな話は、私は認められない。そういうことから、このアスベスト除去費用、これがいくら 半額になろうが、私はこれはゼロと、市としては払うべきものでないと思いますが、御見解をお 願いします。

次に、今回の補正前の、既に4億1,022万3,000円、予算を含めて、当初の基本設計、ボーリング調査、地形測量、これで1,026万3,000円使っています。そして、新たに3億9,996万円という、これはプロポーザルでの契約金額になっています。この際、設計費と施工費が、工事施工費が3,685万円、100%がこの契約金額になっているんです。

先ほど副市長は、今回、補正予算を上げて、これを精査して、そして次にはもう一度、契約があるから、そのときまでに再査定というか、検証した上で契約をするので、ぜひともここは通してもらいたいと。それはもちろん、当局としてはそういう話ですけど、前の4億円の3億9,000万円の中の話を見ると、100%で契約しているんですよ。本来は、ここである程度、精査すれば、落ちてくるんじゃないかなと私は思います。そういう前例があることから、私は今回出した1,210万円、これは丸々契約の金額になるんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺をもう一度、御説明いただきたいというふうに思います。

それと、基本的にこの事業は昨年の10月ぐらいから始まって、来年の3月には竣工するんだと。 本当に期間がない。時間がない。そして交付金の事業だということなので、それを遅らせるわけ にいかないという説明です。

市長にお伺いしますけど、通常であれば、当初の4億円の事業費全般は分かります。分かりますけど、これを契約する時点で、追加工事は認めないという市長の決断が、本来はあってしかるべきだったというふうに思います。ただ、これは時勢の流れで、例えば1,000万円かかる部材費が、高騰しちゃって、1,200万円になりましたと。これはもう、やむを得ないでしょう、プラス200万円というのは。

だけど、今回の場合は、そういう状況ではなく、まずコンサルと事業者のほうで、そういうことに対しての説明はないんです。しかも、委員会で聞いたときに説明ができないコンサルと事業者です。そこのところを踏まえていけば、市長の、本当にこれをやるんだ。起爆剤でやるんだという強い決断があるんで、この4億円以上の支出はできないので、その範囲でやってくれということを私は強く言っておくべきだと。今後もまだ追加補正が考えられる事態ですので。なぜかといえば、このコロナ禍で、いろんな部材、それと流通が滞っている部分で、上がる可能性が大きいんですよ。そうなった場合、上がったからくれという、その上がった部分を単に上がったからくれじゃなく、こういうわけで上がったからという部分の説明がしっかり欲しいんです。

そういうことであれば、これは議論になるんですけど、市長の本当に重い決断がどうあるのか、 いま一度お答えをいただきたいと思います。以上です。

**○議長(松崎栄二君)** この際、お諮りします。海中公園についての資料につきましては、鈴木議員 の申出のとおり、市長に対して提出を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認め、市長に要求することに決定しました。 市長におかれましては、関係資料を速やかに提出されるようお願いいたします。 暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

#### 午後1時35分 開議

○議長(松崎栄二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの資料の要求に対しまして、答弁を求めます。竹下副市長。

**○副市長(竹下正男君)** 先ほど、議長のほうから、予算編成に関わる資料を請求するということを 言われましたけれども、ここに一つ行政実例がございます。その行政実例を見ると、「予算編成 過程における内部資料について、法条に照らし、提出すべき筋合いのものではないと解するがど うか」という質問でございます。これに対する自治当局の答えでございますけれども、「お見込 みのとおり」、こういうことでございます。

したがいまして、私どもが今、皆様方から提出を要求されました、いわゆる市サイドのものではなく、業者サイドの見積書についての提出というのは、それは甚だ提出いたしかねる次第でございます。

あくまでも、私が何回も申し上げているように、議案審議の過程におきまして、そのような見積り的な資料要求をされたという他の自治体の例も、承知しておりませんし、市長の予算編成権とは一体どういうものなのかと、改めて考えさせられてしまう次第でございます。

あくまでも、資料要求に当たっては、議員が執行機関に資料を要求する権利は、法律上の規定 はないというのが、前段としてございます。その中で、議案審議をスムーズにならしめるために、 執行部が協力しているのが実情でございます。まずはこのことをしっかりと認識していただきた いと思っております。

そうした中で、議員個人には調査権を認めてないんですけれども、議会が合議体の議事機関であるということから、その性格に基づき、合議体の規範である、議会または委員会で決定することにより、調査が可能になっているところでございます。これは、調査が可能ということでございます。

この見積書については、先ほどから言っている見積書については、あくまでも市当局が、執行部が、予算を要求するに当たっての概算的な観点から、その見積書を徴しているだけであり、その見積書に対して疑義を唱えたり、また質疑をするというのは、私は、議会の在り方としていかがなものかなというふうに思っているところでございます。

したがいまして、繰り返しになりますが、あくまでも見積書については、提出すべきではない というふうに踏んでございます。

ただ、質疑の過程において、御質問等があったものについては、それは適時適切にお答えした いというふうに考えてございます。

どうか以上のことを御理解いただき、例えば公共工事について、全てこの見積書によるといった場合については、全て出さざるを得ない。しかしながら、それは業者サイドのものである。あくまでも予算要求であると。我々が、議会にきちんと説明できるのは、執行部として、きちんと設計を組み、仕様書をつくり、その結果において算出される金入りの設計書だと私は思っております。その金入りの設計書が、会計処理上、経何額に値する額だというふうに考えてございます。その後にて契約したのが確定額でございます。

そういう流れからいうと、私はこの見積書の提出を、議長サイドから話があったとしても、それはお受けすることができません。以上でございます。

- 〇議長(松崎栄二君) 次に、大森観光商工課長。
- ○観光商工課長(大森基彦君) 私のほうからは、何点かございました。まず中小企業等事業継続支援事業につきまして、お答え申し上げます。まず、この制度でございますが、市内の中小企業等、そういった方々に対しまして、1事業者当たり一律5万円を支給しようとするものでございます。この事業者の範囲でございますが、千葉県中小企業等事業継続支援金というものがございまして、それに該当している事業者に対しまして、さらに上乗せするという形で、支給しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、要は卸売業とか小売業とか、そういった方になりますが、千葉県のこの支援金でございますが、これ飲食店につきましては、感染拡大防止対策協力金の対象になっておりますので、そこは除くとなっておりますので、市のほうも、同様に対応していきたいというふうに考えております。

また、この申請につきましては、これ今現在、要綱のほうを作成中でございますので、要綱が作成といいますか、完成次第、ホームページ等載せますので、そうしましたら、市のほうにまた御相談いただければと思います。その際に、先ほど申し上げました千葉県のほうも御紹介しますので、そういったものと併せまして、支援のほうを受けていただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、海中公園のほうでございますが、まず、今回のこの見積りの中身というところで ございますが、どういったような工事かと申し上げますと、先ほど申し上げましたように鋼管ぐ いを入れるというものでございます。

内容につきましては、新設くい工事、それから異種基礎によります基礎の寸法が変更になりますので、また配筋も変更になりますから、その変更の部分。それと、ただ、これやるに際しまして、既存擁壁の天端の部分が一部、干渉しますので、その部分につきましては解体、解体というのは壊すわけじゃなく、その一部、上をちょっと改良する形、その3つに分かれております。

新設くい工事につきましては、いただきました資料ですが、直径318.5ミリの8メートルの鋼管くい、羽根つきの鋼管くいですか、これを地中に埋設します。擁壁をかわしまして6本、埋設するというものでございます。これ、回転して埋設するわけでございますので、見積りといいますか、これ出た段階で、バイブロハンマー工法できないかということは聞きましたら、あそこは振動により、それはできませんといったようなところでございました。

また、回送費なんかも入ってきますが、これについても、この自体が県内のほうで製造しておりませんので、どうしても遠くから持ってこざるを得ないというふうに考えているところでございます。

また、次の異種基礎の工事でございますが、今までは柱状改良9本、それを効果的なポイントに6本ということでございますので、基礎の部分、いわゆるフーチングの部分が、フーチング打設がちょっと変更になります。当初は3,000掛ける3,000で見ていたんですが、それが5,000掛ける4,000になりますので、それに伴いまして、コンクリート打設とか型枠とか、あるいは基礎張り、これが変更になりますので、その分が見込まれているところでございます。

また、3つ目に申し上げました擁壁の部分でございますが、これについては当然、擁壁の上にもフーチングを打設しますので、その干渉する部分につきましては、どうしても削らなきゃいけないので、その解体工事を行うところでございます。

こういったような工事内容で、税込み1,210万円という形になっているというところでございます。

続きまして3つ目の、これがどのような形で決定されたかということでございますが、これについて時系列で申し上げますと、まず分かったのが7月29日で、検討しなきゃいけないと分かったのが8月10日。8月18日につきましては、これが深刻な事態ということで、そのとき2案提示がありました。一つが擁壁撤去、もう一つがコンクリートぐい、PCぐいを使うというものでございます。

翌日19日に、コンクリートぐいの代わりに鋼管ぐいを使ったほうが、より工期的、費用的に優位であるというようなことが、東武建設から提案があったといったような連絡を受けまして、それで検討しようというところでございます。

8月24日のメールにおきまして、C案のほうで検討を進めていきたいということでございますが、これにつきましては、異種基礎の問題がありますので、それがもし認められなければ、擁壁を壊して、新規に擁壁をつくってといったような対応もしなければいけないというところでございます。したがいまして、その辺りから、基本はそういったC案、鋼管ぐいでやると。ただ万が一のために、A案といいますか、一番高い案も検討していたといったところでございます。現状では一番下の安い案で、何とかいけそうだというところまでこぎ着けておりますので、今回提案させていただいたというところでございます。

続きまして、4点目のアスベストの件でございます。確かに今回のこの件に関しましては、市のほうにつきましては、お渡しできる資料はお渡ししたというところでございます。そこには、アスベストがあるといったような記載がなかったというところでございます。確認につきましても、石井建築事務所では、したところでございます。双方が手は尽くしたんですが、見つからなかったというところであります。

あと原則として、これにつきましては、まず発注者がアスベスト処理はやるということは、これは厚生労働省のホームページに載っております。ただ、設計者側につきましても、もっと強く言うべきではなかったかといったようなところもございましたので、そこを協議の結果、今回の御提案とさせていただいたというところでございます。

ですので、双方、手を尽くしたんですが、結果としてアスベストがあったと。その辺で費用を どうするかというところで、お互いがもうちょっと手を尽くすべきだったというところから、今 回、このような形で提案させていただいているというところでございます。私からは以上です。

- 〇議長(松﨑栄二君) 次に、土屋市長。
- ○市長(土屋 元君) 追加工事の是非につきましては、工事の大小、あるいは金額の大小問わず、 予想可能な、やっぱり予想しながら予算計上するということは大原則だと思いますが、今回の事 案については、予想しにくかった事案ということの中で、追加工事が発生したということで、御 理解いただきたいと思います。以上です。
- **〇議長(松崎栄二君)** ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。
- ○1番(鈴木克巳君) 最初に副市長がお答えになったことについては、副市長、行政、長い経験者ですので、それはそれで、私は理解はしませんけど、言われたことについては、そういうことなんだろうということの理解はいたしますが、そもそも議会というのは何だということになります。議会はやっぱり当局と、この前、市長が言っていましたよね。この建設は市民に説明をしたの

かといいましたら、私は議員に説明したので、市民全体に説明しているということだということを答弁しています。ということは、我々は1万6,000人の市民の代表ということで、来ています。ですから、市民が納得することが第一だというふうに思っていますので、そのことから、この議会というのがあると思います。ですから、資料を見ないと、議論が進みませんということは、私は個人的にそう思うんで、資料請求を個人ではなく、今回は議長から当局にお願いをしていただいた。が、それは、その内容自体は市のものではなく、業者側の説明の部分の資料なので、提示できませんということですが、それであれば、議案の審議は、私はできないんじゃないかなというふうに思いますが、これは議会をストップするわけにいかないんで、そこはそこで取りあえず受け止めておきますが、これを議員皆さんが一人一人、やっぱり考えなきゃいけない問題が起きてきたなというふうに解釈します。認識します。

そこで、改めてお伺いします。資料がないので、何とも言えない。ただ、その中身について、 課長から説明がありました。これについては、そういう、最後に出てきたのがC案で検討する。 A・B・C案があったということも、この前の委員会の中で、そういう案が出てきたということ ですが、であれば、何ゆえに最初から、お金のない勝浦市が一番高い案を安易に受けて、それで 提案したんですか。逆に言えば、一番安かった今回の提案のものをしっかりと審議して、議会に 提出する。それが当局の在り方だと私は思いますよ。市長の在り方だと思います。

それを、副市長は言うように、あくまで予算なんだから、これをよく精査して、契約するまでには精査しますと、先ほどおっしゃっていましたけど、そもそも先ほど言ったのは、4億円の予算、4億円、3億9,996万円ですけど、そこの中の工事施工費3,685万円は、100%、業者はその見積りの額と同じ額で契約しています。ですから今回も、仮にこれが3,897万3,000円で、当初のとおり、これが可決されれば、業者のほうは3,897万3,000円の契約をしてくるでしょう。

そういうことが当局のほうは、先ほど前段者も言っていましたが、金は金のもうけ方があるんだというようなことも言っていますけど、私は市のことを考えれば、極力安く、できたら追加は出さないということを市長はしっかりと思いを出さなければ、ずるずるまた来るかもしれない。最後には5億円になるかもしれない。それでも、やっぱりやることだということであれば、しっかりした議論は必要だと思います。そのところを市長にはお伺いをしておきたいと思います。

そして、アスベスト。これについては、何回も言っているから、もう聞きませんけど、私はこのアスベストは、当初から言うように、コンサルタントの失態です。はっきり言います。コンサルタントは分かっているはずですので、後から 4 億円プラス500万円よこせと。よこせとは言いませんね。500万円かかりましたということは、今の「よこせ」は、ちょっとはしょります。失言です。当初、572万円。これを出してきた。これだけかかったから、その分使っておくから後で追加してくださいよ、これも私は、ないと思います。

-それはしっか

りと市長が、相手側と、工事業者側と話をして、それをのんでもらうのが市長の役目です。そう 私は思います。

これができないんであれば、最低限のものは説明をしてもらわなきゃ駄目。今、説明できない、 資料がないから。資料は業者の資料だから説明できない。それでは、議会になりません。議論に なりません。ということで、私は、今回は修正案を出されましたけど、この修正の数字について は、全く納得がいかない部分でありますので、お聞きするのは、市長に次のステップのことと、 あとC案。C案、であれば、B案もあったはずですよね。A、B、Cといいますけど。じゃB案は何だったのかということになるんですけど、 $\mathcal{E}$ そのA・B・C案をどこでどういうふうに検討してきたのか、お伺いをしておきます。

それと、アスベストについては先ほども言いましたので、私は、これはゼロだというふうに思います。

それと市長が、追加工事の問題について今、答弁されました。追加工事は予想しながらの中で、 想定していなかったと。だけど、追加はしなきゃいけない。これ、元に戻すと、当然想定されて いる話です。今まで聞いて、分からなかったですか、皆さんが質問したのが。アスベスト、41年 前につくったものだから、当然あるというのが前提ですよ。それが予想されなかった。そんなコ ンサルタント、いませんよ。それで、想定しなかった部分が出てきたから追加します。それも、 私はおかしいと思います。

擁壁にしたって、外から見れば、委員会のときに一緒に見ていましたよね。ブロックが積んであって、上に擁壁ありました。その奥にあって、県の図面もありました。当然、想定されている事業です。そこまでやらなくて、ただ単にこれを、こんなこと言っちゃおかしいかもしれないけど、業者の言いなりで仕事をやっちゃったから、こういう羽目になっちゃった。ここは、いまー度、まだ反省すべきものが十分あると思いますので、その反省を踏まえて、御答弁をお願いします。以上です。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- **〇観光商工課長(大森基彦君)** お答え申し上げます。私のほうから、A案とC案があった。B案も あっただろうと、B案は何だという話でございます。

まず8月18日、このときに方法といいますか、具体案というのは出されました。そのときはA、B、2つ。Aのほうが擁壁の撤去。で、柱状改良するというもの。Bのほうが、この擁壁を残して、そこにくいを打ち込むもの。そのくいの種類がPCぐい、コンクリートぐいであるというところがB案でございます。

その次に、8月19日のときに東武建設から石井建築を経由して出てきた案が、そのコンクリートぐいを鋼管に変える。それがC案ということになります。ですので、B案というのは、これはコンクリートのくい、BとCは既製くいを埋設するんですが、Bがコンクリート、Cが鋼管というところでございます。

このC案のほう、鋼管ぐいを使ったほうが、今言ったそのA・Bよりも工期的、それから費用的にはいいというところから、それでいきましょうと。この時点ではまだ、申し上げましたように異種基礎の問題が解決しておりませんでしたので、確実にCでいくということではございませんでしたが、検討しているというところでございます。Bにつきましては、コンクリートぐいを入れるに際しましての重機の搬入が、あそこはきついカーブですので、それはできないというところから、B案は対応できないという結論に至ったというところでございます。以上でございます。

- 〇議長(松崎栄二君) 次に、土屋市長。
- **〇市長(土屋 元君)** これ追加工事の是非、あるいは予想しなかったとは言っていません。予想しにくかったということが、このような結果を招いているということでございます。

議員も発注側にいまして、そういう担当課長もされましたので、その辺の難しさというか、そ

ういった中でも予想しにくかったことについては、追加工事が出ています。そういった、これは 今回じゃなく、あらゆる工事については精度を上げて、きちんとした、誠意ある数字、あるいは 概要で、議会に対して提案していると思います。そういった中で私は、庁内の予算計上システム については、やはりきちんと、誠心誠意込めてやられているということがございます。

そういったことを含めてですね。ただし、やっぱり今のこの世の中というのは、予想しにくいこともたくさん起きております。コロナウイルスもそうです。あるいは、地中の中の問題というのは、結果的に開けてみて分かったんですが、やはり分からないことも多いということもあります。予想しにくかった事案について、今回はこのような形の中で、議案を提案させてもらっています。

そういった事案であるということも御理解いただきたいと思いますし、決して業者の人は、公 共施設の工事について、行政側をなめるとか、思い切って甘えちゃおうとかというふうな精神で は、公共工事を受けてないと思いますので、そういったことも、信を持って、信頼しながら、よ りよくこの精度を上げていくという工夫は絶対必要だと思っております。

そういった中で、技術職員の不足だとか、これ全般的にどこの自治体も言えることなんですが、 技術職員のやっぱり不足とかそういった問題も、大きな問題だと思いますので、そういった中で、 議員の皆さんの専門的なキャリアを生かしたこういう議会提案の中での御意見、御質問が、私ど も執行部としても大変役立っておりますので、ぜひそういった中で御尽力いただければと思いま す。

また、今回については、予想しにくかった事案ということで、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

# **〇議長(松崎栄二君)** ほかに質疑ありませんか。鈴木克已議員。

○1番(鈴木克巳君) 3回目なので。今、市長は、予想しにくかった事案だからという予想しにくかったと言いました。私は本当に予測しにくかったのは、市長が就任して、コロナの蔓延しちゃったこと、これは予想できなかった。そして今年は、去年からコロナ禍の中で、本当に行政運営、大変だと思いますよ。予測できないことが、次から次へ起きていくと、そういうものは予想できなかった。私が一番思うのは、市長が就任して、今のような市長答弁になることは予測できなかった。そう思います、本当に。市長も一生懸命やっているんでしょうけど、それがなぜか我々には伝わってこない。

そういうふうに前置きをした上で、この工事については、先ほど副市長が言いましたけど、 我々に検査権がないという中で、その検査権がない中に、資料提出もできませんということであ れば、やはりこれ委員会開くしかない。質疑でなくて、委員会を開いて、これ、当事者というか、 事業者のほうから、金額が100万円であろうが、1,000万円だろうが、1億円だろうが、やること は一緒です。確かな説明を受けて、それを我々が納得し、我々というのは、先ほど言ったとおり 市民が納得し、事業を進めていく。そうでなければ、市長の言う起爆剤の海中公園はできないと 思います。

市長はそういう思いが強いんであれば、私は、本来は今日もちゃんと質疑ができるような資料を市長が提出すべきだというふうに思っています。思っていますので、それは今、出ないからどうのこうの言いませんけど、結果的にこの事業については、今回はこういう提案があって、いきなり3,897万3,000円を1,496万円に、2,000万円以上も下げたんで、これで理解してくれよという

ことであれば、それは間違いだというふうに指摘しておきます。結果、これはもう討論のとおり、 結論は求めませんが、そのようなことで、私の質疑は終わります。以上です。

すみません。こっちに行っちゃったんで、中小企業のほう、もう1点だけ伺います。これは前回、昨年ですか、中小企業の、先ほど飲食は除くということだったんで、20万円もらった、県から。そのことを指すのでしょうか。そうであれば、その事業者のみが対象者になるのか。また新たに、ここに書いてあるとおり、去年より売上げが減少したところについては、前回、県の支援金をもらってない事業者も該当するのかどうか、それについてお伺いします。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。大森観光商工課長。
- **〇観光商工課長(大森基彦君)** お答えいたします。今回、この中小企業支援のほうの対象としまして、千葉県中小企業等事業継続支援金、この対象者に対しまして対応しますというふうなことで、お答え申し上げました。

これは、中小企業のものは、県のほうでやっております千葉県内に本店または主たる事務所を有する、今、県の話です。で、令和3年4月から8月までのいずれか一月の売上げが、前年または前々年の同月と比較して、30%以上減少した中小企業等、個人事業者等となっておりますので、もらえるお金が中小企業等では20万円、個人事業者等では10万円ということになっております。ですので、これに該当した事業者につきましては、今回の1件5万円、5万円という数字でございますが、それに該当するというところでございます。以上でございます。

○議長(松﨑栄二君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。 暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時35分 開議

○議長(松崎栄二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員より発言取り消しの申し出がありましたので、鈴木議員より発言を求めたいと思いま す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松﨑栄二君) 御異議なしと認めます。鈴木議員、どうぞ。
- ○1番(鈴木克已君) 先ほどの私の質疑の中で、「――

――――」という発言を私はしましたが、この発言は不適切であったと私自身も思いましたので、ここで取り消しをさせていただきます。以上です。

○議長(松崎栄二君) 鈴木議員より取り消しの発言がありました。これを訂正させていただきます。 議事録を削除させていただきます。

ただいま磯野議員及び鈴木議員より、議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算に対する修正動議が提出され、所定の要件を満たしておりますので、動議は成立いたしました。

日程に追加し、議案を上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。

それでは、議案を上程いたします。議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算に対する 修正動議を議題といたします。

発議者より説明を求めます。磯野議員。

#### [6番 磯野典正君登壇]

○6番(磯野典正君) それでは、議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

- 2款総務費35億1,040万4,000円を、35億2,536万4,000円に改める。
- 6款商工費3億2,581万円を、3億1,085万円に改める。

議案第40号の撤回があり、新たに議案第51号として、本日、追加議案として提出されました (仮称)かつうら海中公園再生計画事業の1,496万円。この中には、アスベスト除去の工事も含ま れておりますが、アスベスト工事に関しては、設計施工・工事監理費、ここに含まれるべきだと 考えます。

今回、半額の286万円は市民の大切な血税であります。私は再度、業者との調整をすべきだと強く求めるところでございます。

また、地中障害物の対応で、1,210万円。これに関しましては、詳細な資料をもとに、再度、議論すべきだというふうに考えます。

この際、商工費、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業1,496万円を一旦外して、改めて審議 し、令和3年度勝浦市一般会計補正予算の一部を修正するよう強く求めます。

私も鈴木議員も、いたずらにこうして動議を出して、皆さんに審議をしていただいているわけではございません。真剣にこの事業を進めていく中で必要な財源、そして必要な議論をしっかりとするべきだという思いから、提出させていただいております。どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(松崎栄二君) 発議者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算に対する修正 案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託は省略したいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。鈴木議員。

[1番 鈴木克已君登壇]

**○1番(鈴木克已君)** ただいま提出されました補正予算修正動議について、賛成の立場で討論いたします。

今9月議会に提出された議案第40号の令和3年度一般会計補正予算の歳出に関し、その全体予算は、コロナ禍における対策や、8月豪雨における災害復旧費、またインフラ整備費等、市民生活に深く関わる予算の計上であり、全体的には認めるものでありますが、6款商工費、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業費3,897万3,000円について、事業の説明では、既存建物の解体時にアスベストが見つかったことから、その対策に要した経費相当額を補填するため、及び建設予定の地下に、埋設された擁壁が見つかったことから、その撤去工事に要する経費を補正するとのことでありました。

この予算については、総務文教常任委員会において現地視察を行い、設計会社である石井建築 事務所並びに施工会社の東武建設から説明を求めましたが、曖昧な説明に終始いたしたところで あります。これは委員会の委員の皆さんも承知していると思います。

このため、詳細な事業説明に納得が得られないため、見積書の内容も精査しなければ、到底了解できるものではありませんでした。

このような中における委員会審議の結果で、予算案全体が否決となり、本日、その予算案が取り下げられ、改めて、この海中公園に関わるアスベスト除去工事286万円と、地中障害物対応工事で1,210万円の修正予算が提出されましたが、問題となった海中公園再生計画事業に関する新たな予算額の説明に、納得できるものではないことから、この予算を削除し、他の補正予算に対しては賛同するものとし、修正動議の提案説明について賛意を表し、討論といたします。

○議長(松﨑栄二君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) それでは、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算に対する修正案を採決いたします。 本修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手少数であります。よって、本修正案は否決されました。

会議を続行いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号につきましては、委員会の付託 を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。鈴木議員。

#### [1番 鈴木克已君登壇]

○1番(鈴木克已君) 本日、修正され、再提出のあった議案第51号、補正予算案について、反対の立場で討論をいたします。

9月議会に提出された議案第40号 令和3年度一般会計補正予算の歳出に関し、その全体予算は、コロナ禍における対策費や、8月豪雨における災害復旧費、インフラ整備費等、市民生活に深く関わる予算の計上であり、全体的には認めるものでありましたが、6款商工費、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業費3,897万3,000円について、事業説明では、これは当初の40号の議

案ですが、40号議案の3,897万3,000円について、事業説明が、既存建物の解体時にアスベストが見つかったことから、その対策に要した経費相当額を補填するため、及び建設予定の地下に埋設された擁壁が見つかったことから、その撤去工事に要する経費を補正するとのことでありました。

この予算について、総務文教常任委員会において現地視察を行い、設計会社である石井建築事務所並びに施工会社の東武建設から説明を求めましたが、あまりにも曖昧な説明であり、誠意が感じられない。そして、説得力もないものでありました。

このため、現場での事業説明に納得が得られず、見積書の内容も精査しなければ、到底、理解できるものではなかったため、委員会審議の結果、賛成少数で、予算案全体が否決となり、本日、その予算案が取り下げられ、改めて予算の提出がありましたが、問題となった海中公園再生計画事業に関する新たな予算の説明に、さらに納得できるものではありません。

その一つは、解体してから分かったというアスベストについては、解体した旧施設は41年前に 建設されていることから、当然、使用されていることは容易に推察できるものであります。この アスベストにつきましては、当初の予算に含まれていなければならないと思います。

市からの仕様書に記載がなかったことから対応していなかったことは、単なる言い訳であり、 基本設計での対応は当然あるべきと断定できます。

そのことからも、これが積算されていなかったのは、設計会社の責任において処理すべき問題 と考えます。

また、解体して発見されたという地下埋設の擁壁についても、海中公園建設当時の図面などを 確認しないまま進めたのは、受託した設計会社に相応の責任があるものと思います。

当初から、時間がないとの理由を盾に、無理な事業進行をしてきた勝浦市の対応も、問題はあると思いますが、建設に係る当初からの手落ちによるボーリング調査、測量等が後から追加される等、全く評価できるものではありません。

本体事業の予算額は、交付金約2億円を含め4億円であり、1社しか参加しなかった設計施工 一括発注のデザインビルド方式のプロポーザルのため、予算額に対し満額での契約による事業施 行となったことが、今回のような事態を招いていると考えることができます。

さらに、今回の補正予算に上がった事業は、一括発注の4億円の中で精査すべきものと考えていますが、これは、その当時のプロポーザルをした中でのことでありますので、今さらこれを、ここに入っていないのはおかしいということ自体も、言えない部分はありますが、この予算に対しては、先ほどの修正案がありましたが、賛同できるものではありません。先ほど修正動議が示され、内容説明がありましたが、皆さんからの同意が得られませんでしたことは、残念でなりません。

この海中公園再生計画の事業は既にスタートしており、市長の肝煎り事業であり、市民からも 注目されている事業です。

さらに、この事業は地方創生の交付金活用事業のため、会計検査院による会計検査対象事業です。事業検証の結果、見積り、設計等に不備があった場合は、交付金強制返還の対象にもなり得ます。

既に、建設に係る予算も4億円を超えている現状ですので、この工事予算については、本体事業の4億円の中で精査できることが望まれます。これができないのであれば、改めて別枠で十分な審議が必要であると思います。

よって、再提出された議案第51号 令和3年度9月補正予算については反対を表明し、討論といたします。

○議長(松﨑栄二君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

#### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長(松崎栄二君) 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第5号 勝浦市議会委員会条例 及び勝浦市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

[13番 黒川民雄君登壇]

O13番(黒川民雄君) 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第 5号 勝浦市議会委員会条例及び勝浦市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会の広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を広報広聴常 任委員会とするに当たり、関連する条例の所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容につきましては、議会基本条例に規定する議会報告会に関する事項、議会広報の充実 に関する事項を所管する常任委員会を設置するため、改正するものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、 提案理由の説明といたします。

**○議長(松崎栄二君)** これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号については、委員会の付託を 省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(松崎栄二君)** これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第5号 勝浦市議会委員会条例及び勝浦市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(松崎栄二君) 挙手全員であります。よって、発議案第5号は可決されました。

お諮りいたします。この際、広報広聴常任委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いま す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、広報広聴常任委員の選任を日程に追加し、 議題とすることに決しました。

それでは、委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬洋男議員、狩野光一議員、久我恵子議員、黒川民雄議員、佐藤啓史議員、鈴木克已議員、渡辺ヒロ子議員、以上7名の議員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

## 午後3時10分 開議

○議長(松﨑栄二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま広報広聴常任委員長から、広報広聴常任委員会の所管事務の調査につきまして、会議 規則第110条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とすることに決しました。

それでは、資料を配付させます。

[資料配付]

○議長(松﨑栄二君) 資料は、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、広報広聴常任委員会の所管事務の調査について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査 とすることに決しました。 **○議長(松崎栄二君)** 次に、発議案第6号 元北中学校施設の有効利用に関する決議についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

[8番 寺尾重雄君登壇]

○8番(寺尾重雄君) 決議案第1号 元北中学校施設の有効利用についての決議。

上記議案を勝浦市議会会議規則(令和元年議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出し、次のとおり決議を求める。

元北中学校施設の有効利用についての決議。

令和2年9月に提案のあった、勝浦だからできるサッカーを活用した地域貢献事業と題した地域活性化事業については今、勝浦市が求めている勝浦市地域経済全体の活性化はもとより、小中学校に対するスポーツ学習の充実、国際武道大学とサッカー競技を中心とした官学連携による大学の活性化とともに、千葉県のサッカーの中心的な役割を果たすことは、全国から注目される画期的なプロジェクトになると考えます。

関東と山梨県を含めた8都県のスポーツ観戦率は、プロ野球やサッカー J リーグの団体が多くの観客を集めている。プロ野球や J リーグに至るまでのジュニアの育成と支援、加えて、地域活性化・再生を考え、起爆剤となることが重要であり、小規模なクラブチーム、ジュニアチームなどでも、地域への波及効果は幅広く、新たなまちおこしの糸口が見えてきます。

元北中学校は、平成29年に市営野球場建設のために基本計画が策定されていましたが、財政的な事情から建設は凍結されており、現在は最小限の修繕等で仮設の市営球場として使用しています。

この提案は、元北中学校の校舎とグラウンドを有効に活用し、将来性のあるサッカーを活用した活気ある地域づくりを行おうとするもので、これを実現するために下記のことを強く求めます。 記。提案されている事業内容については、早急に提案関係者と協議を行い、回答を求めます。 ①観戦人口は増えると、宿泊、飲食などへの波及効果は大きい。②小規模、ジュニア、シニア等を誘致、大会等でも十分な活力を生み出します。③周囲の山や海と一体となった景観は高い評価を受けていることは、さらなる観光の活性化へつなげる。④現在、勝浦市における宿泊等の受皿は十分である。

以上、この提案をもちまして、皆様の賛同を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(松崎栄二君) これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。
- O10番(岩瀬洋男君) 内容というよりも、寺尾議員の考え方をちょっとお伺いさせていただきますが、何か月か前から、寺尾議員とはこの件について、いろいろお話をさせていただいておりまして、寺尾議員の思いは十分というか、十二分、十三分ぐらいに感じております。その辺は、思いは理解をしているところであります。

今回は、4点について、市に回答を求める決議ということでありますが、市への要望は個人、 団体に関わらず様々、数多くあることと思います。その都度、市のほうでは検討したり、しなかったりもあるのかもしれませんけれども、検討されているものというふうに思っています。

今回の件は、過去2度ほど一般質問で、議員とのやり取りがありまして、市の対応というか、

市長の見解と申しましょうか。そういう答弁がありましたので、細かくは申しませんけれども、 すぐに検討はできませんよといったようなことで、その対応は明確になっているものと、私は理 解をしておりました。

この辺が前提になりまして、質問なんですけれども、あまたある個々の市への提案、それを議会として、その回答をいろいろ求めていくという決議に関しましては、私は一つ一つやっていったのは、非常にそぐわないものではないかというふうに思っています。早い話が、寺尾議員がこの4つの質問を市長のところに持っていって、「市長、これやってよ」というようなところから話が始まっていけば、いいのかなというふうに思っているので、今回あえて決議としてこれを出したその提案、それについてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(松崎栄二君) 発議者から答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 確かに岩瀬議員の言われるように、これは一般質問でも当然行った中で、そこで、皆さん議会の議員連盟をつくるに当たっても、それは一応まだ、議員の皆さんに集まっていただいた中で、これを決議として、勝浦の歴史上としての思いがあったもんで、私は、これをあえて出させてもらいました。

なぜかというと、要するにこの元北中学校の決議案に関しまして、例えば勝浦もいろいろな面での企業誘致を考えても――これは私の手元にも日経とかいろんな新聞でも、女川町とかいろんなスポーツを起爆剤にして、まちおこしをしているところは、いっぱいあります。そうした中で、勝浦が、企業は当然、水産業を踏まえ、いろんな面でもありますけど、なかなか私も議員やっている中で、発展性のない中であるんであれば、これをスポーツとしての、一旦は投げかけ、そしてそこからの企業の発展、あるいは地場産業の育成ができないかという思いです。

そうした中で、本来であれば、市長も、これを私は一般質問でものっけから入って、検討してくださいということを再三再四、言いました。そうした中でも、なかなか進まないんであれば、せいぜい議員の皆様のある程度の見識を持って、この辺のとば口に入っていただきたいがゆえに、この決議案を皆様の前に提出させていただきました。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。
- ○5番(戸坂健一君) 私からも質問をさせていただきます。発議案、拝読いたしました。本当におっしゃるとおり、新しいスポーツ産業を呼び込むことによって、勝浦市地域全体の活性化をするという趣旨そのものは、私も賛意を表します。

しかしながら、質問なんですけれども、先日、事業者を招いて、議員に対して説明会を開催していただきました。このとき、事業者からも大変丁寧な御説明をいただいたと思っております。 その中で、施設の整備については、全て勝浦市の負担であるというふうに説明があったというふうに理解をしております。

まず、その理解でよいのかどうか。また、その場合、どのくらいの予算がかかることを想定しているのか、お聞かせください。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 確かにこの問題に関しまして、当面は、地方創生の中での補助金等も検討されてない。そうしたときに当然、勝浦市が持ち出しの中で進めていく話。そしてまたCF(クラウドファンディング)、いろんな面での。また事業者というか、その代表になる方も、いろいろな面からの寄附金を集めるという話は、皆さんの前でお伝えをしたと思うんです。

そうした中で、単純計算として、今回の執行的な予算の未済の金額だって、今の時点で6億円以上。そして市債も、うんと減って八十二、三億円になっているんですよ。そうした中で、勝浦市の持っている預金というか、財政の財政調整基金は、実際、ふるさと納税を踏まえても13億円と、要するに10%、戸坂議員が言うように、財政指数力95ですか。

そこまであるのに、この事業が少しでも検討し進めていくことができないのかと思うのが、この決議案の中で。そして、単純に計算して今、物価は2割、3割、上がり出しています。ここに私なりの確実な試算としては、1億5,000万円が1面といいますけど、経費抜いたら1億二、三千万円でできます。それは言い切ります。それは検討しています。

そうしたときに3億円、あるいは3億5,000万円借りたときに、月の返済金は、それは市債の問題はありますけど、大体295万円ぐらいです。それを、確かに金をどう集めるか。勝浦市がどう執行していくか。そして寄附をどのようにするかと。それは大きな意味で、勝浦市の市民の皆様の生活向上と、いろいろな面で、これが先行投資の中で始まっていく面あります。

だから、戸坂議員の言うように、どっから金出るんですか。勝浦市が全体で出すんですかと。 それはまだ、検討に検討し、そして今回、千葉の女子のサッカーチーム、それは千葉銀行が5,000 万円の金を集めています。それは彼が、西川氏の問題は別にしても、私はその辺の情報も得て、 いろいろな面で、まちづくりがどのようにできていくか。どのようにしていかなければいけない か。それは私なりに、ここに提案するからには、ある面では自信持って提案しています。以上で す。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。
- **〇5番(戸坂健一君)** まだ、いろいろ御検討中ということで、また事業者も寄附金やクラウドファンディングを検討しているということでありました。

本当におっしゃっていただいたとおり、勝浦市、財政が非常に厳しい中で、市民の皆さんも、この事業を応援していくに当たって、予算感というものがあれば、賛同者がより多く得られるのだろうと思い、質問させていただいておりますが、通常、企業が勝浦市で事業を行いたいというふうに来た場合、本当に企業誘致、難しい中で、何かしらの補助だったり、お手伝いというのは必要だと思います。思いますが、現段階で、どのくらいの財政負担があるのかということが、はっきりしていないのであれば、逆に、例えば北中の跡地をこの事業者に数年間無償で貸し出すと。後々は、この事業、絶対うまくいくというふうに事業者も説明しておられましたので、そこから上がってくる地代で、勝浦市ももうかるというような方法は御検討いただけないのかどうか、お聞きします。

- **〇議長(松﨑栄二君)** 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) まだ、そこまでは当然いってない話もある中でですね。じゃ、勝浦市が企業 誘致をする千葉セラミック工業株式会社、そしてTOTOプラテクノ株式会社、ここにはたしか 4億5,000万円入れて、今、そこで働いて……。当時よりも120人ぐらいの人が、勝浦市の人間が 全員なのか、そこまでは調査してないですけど。4億5,000万円ぐらい入っているんですよ。

今回いろいろ問題になっている海中公園にしても、2億円からの金を入れて。私は賛成の立場で物を言うんですけど。実際これだって、どこまでがどうなのかと。どこまでが勝浦の活性の、起爆剤としての意味は分かりますけど。そういう思いからいったら、これは3億円、3億5,000万円。先ほど、月295万円ですよ、計算すればと。金利1.2%、大体45万円が月の金利負担です。

そうした中で、何らかの企業誘致にしても、勝浦市が手助けしない以上、ぬれ手で栗で、来てくださいといったって、ほかのところでやっていますから、これは来ないですね。よっぽどZOZOみたいなお金持った人なら、ああ、いいでしょうと。館山市に10億円寄附しようと。

ただ、ある面で、これをみんなでやっていかなければ。私も、ある団体には何人かにあれしたら「いいよね」と言われます。ただ残念なことに、勝浦を動かしている団体でも、「市長が反対、議員が反対しているんであれば、それは進められねえ」ということも言われています。

ただ、これはこの議会で賛成されなかったら、これは市民に訴えるしかない。そして駄目だったら駄目で、しようがない。これは私の信条ですから、やり切って仕事ですからね。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- ○5番(戸坂健一君) おっしゃる趣旨、よく分かりました。この件に関しては、本当に市民の皆さんからのお問合せも多いですし、また、私もこれに対してお答えをするときに、正確な情報であったり、判断、説明が必要かと思い、今回、あえて質問をさせていただきました。

具体的に3億円から3億5,000万円という数字も出ましたので、これもまた一つの判断材料に今後、なっていくものだろうというふうに思います。

最後の質問ですけれども、事業の採算性というか、いろいろ御提案いただいた中で、例えば「勝浦市における宿泊等の受皿は十分であるので」ということも書いてあるんですけれども、以前の事業者の説明の中では、北中の校舎も宿泊施設にするといったような話もありましたので、そうすると、かなり大規模なホテル的な宿泊施設が、あそこにできるようなことにもなると思うので、その辺も含めて、市が幾ら財政的に持ち出しをするのか。あるいは、事業の採算性がどのくらいで、必ずといっても難しいと思いますけれども、採算性があるのかということも含めて、もう少し精査をした後に再提案、一般質問でも構いませんので、していただいたほうが、いいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(松﨑栄二君) 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 確かに耐震とか、北中の耐震、コンクリートの建物って、そんなに壊れるもんじゃないから、県もそれなりの耐震をやって、それなりの施設の利用、再利用している面あろうかと。

それは確かにお金も。ただ、ホテル並みの部屋じゃなく、それは、やりたいという人の意見もあったんですけど、ホテル並みの部屋じゃなく、来た人間がそこに泊まる。あとは、家族の人たちは地元のホテル・旅館、そしてそこに飲食、加えたときに、私も一般質問で言いましたけど、経済的効果というのが、単純計算でいっちゃいますと、月1回のフェスティバル、要するに大会やったら1,000人。その後の土日が3日あったら、1,200人。そして、長期の夏休み等を考えますと、相当の、それが話を10分の1にして、これを全部積もり上げると、大体28億円ぐらいになっちゃうんですよね。

ただ、話を10分の1にしても、それなりのほかからのコーチとか監督とか、あの方も育てているんであれば、呼べるという自信のもとに、そのシミュレーションはあって。そういう中で考えたときに、飲食を踏まえても3億円。父ちゃん、ばあちゃん、今回、年寄りの、家族が持っているのが1,980兆円と言われるその65%以上は、65歳以上の人が持っていると。その中で、どうしても孫やその人たちが来れば、一緒になって、年中10万円使うところじゃないけど、そういう経済効果も現れて、話は28億円、30億円にしても、10分の1の話にしても、3億円の金が回ってくる

のかなと。

そうすりゃ、朝市の活性化から、いろんな今回の海中公園においても、じゃ、ちょっと寄って みようかとか、そういうもののとば口を検討していただきたいというものを、のっけからできま せんよと。進むべき道は、やっぱりそこに入っていかなければ、進めないんじゃないかと。

それを考えたら、もう何でもそうですよね。やらなければできないし、やってみて駄目なものもあるかという考えの中でありますので、ぜひ、戸坂議員がその辺聞かれたときに、私もできるだけの資料提供はさせてもらいます、自分なり。今回、いろんな質問を受けるに当たっても、自分なりの資料を集めて、回答しているつもりです。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。末吉議員。
- O15番(末吉定夫君) 質問しようと思ったら、前段者が、前々段者も、いい質問をしたもんで、ちょっと困ったなと思うんですが、発議者の思うところは、私は非常にいいかなと。さっき、何か10%以上、いいというんだけれども、私はそこまでとは思わないんだけれども。

まず今、前段者の、予算についていろいろお話があったんですが、私もせんだって説明会に出席させてもらって、ここに持っているんだけれども、本当にいいことばっかりしか言わないんだよね。何というんですが、ジュニアリーグが来て、今言ったお客がいっぱい来て、勝浦もすごくよくなると。

それで、北中の校舎を改装して、あそこに宿舎として、そして食事や何かも、まちのほうに来て食べれば、いいんじゃないかというような、非常にいいことばっかりのお話だなと思っていたんですが。まず、とにかく今の前段者のお話もあったんだけれども、予算が今まで何も言ってないし、あの北中を改修するのだって、かなりの費用もかかるだろうし、サッカー場が2面で、それから観覧席もつくる。いろいろつくる計画はあるようなんだけれども、大体、かかる費用は、どのぐらい見ているのか。

勝浦に落ちる、さっきも言っていたけれども、年寄りがどうのこうのといったけれども、それは一つの計算上であって、我々みたいに頭の悪いのは計算が違う、狂うときもあるんだけれども、そういった場合はあるんじゃないかなと思うんですけれども、まず、あそこをやるには、どのぐらいの工事費を見ているのか。

それで、前段者も言っていたけれども、予算をどうするのか。市で見てもらうものなのか。あるいは、ジュニアサッカークラブで用意するのか、その辺のところ、まずは聞いておきたいと思いますが。

- ○議長(松崎栄二君) 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- **〇8番(寺尾重雄君)** 確かに、事業するにはお金かかります。そのお金をどのように、クラウドファンディングとかいろんな面で、花畑も台風でつままれ、そういう中でも、やっぱりファンドでやっているのは南房総市です。

ただ、野球場、確かに野球場も、駄目とは私も言いません。それはラグビーでも何でもいいです。当時、猿田市政のときにあの野球場と、ここにありますけど、野球場と、これをつくるに当たって、8億円からの金を入れる、これができない。できない。それだったら、今の状態で、じゃ何ぼかかったらいいのかと。

だから、先ほど来から言うように、ここに見積りもあります。実際、3億5,000万円でサッカー場はできます。じゃ、建物のあれを壊すに当たっては何ぼかかんのよと。あるいは、それを活用

して何ぼかかるのよという問題もある。ただ利活用して、それを最大限どうしていかなければいけない。

先ほど来から、末吉議員も自分で商売やってんでしょうけど、やっぱり借金をし、それをした分をどのように回収し、そしてどのように経営していくか。これはとにかく勝浦市の財政規模、今回、100何億ありますよね。それから見れば、私的には二、三億円借金しても、通常の借金は、一般の家庭においては大体4倍までできます。500万円あったら、2,000万円までが銀行は貸してくれます。ただ、それを市民のためにいかに有効利用しながら活用するかというのは、これは、私がここに提案しているように、また皆さんも、どのようにしたら、このまちづくりができていくのか。そういう思いで考えていただき、別に、これを提案して、皆さんが駄目というものをあえて、まだこの議会で可決したもんでもないですから、私は提案させてもらったんですけど。これが駄目で駄目で、そして市民も受け入れられなけりゃ、それはそれでいいんですよ。市民がその方向、向かっているんですから。

ただ、一人一人の生活が少しでもよくなるのが、この辺の話から、それが水産業から、また観光から飲食から増えていくことを私は願って、問題を提起していますので。金の問題は確かに、国からの補助金とかファンドとかCF(クラウドファンディング)とか、また寄附とか、いろんな意味で努力し、そしてそこに向かうべきじゃないかと思っているだけです。以上です。

- **〇議長(松崎栄二君)** ほかに質疑ありませんか。末吉議員。
- O15番(末吉定夫君) 熱弁をしているんだけれども、何、国から補助でも出るんですか。 (「それはあれですよ」と呼ぶ者あり) まあまあ。

6月議会だったかな。一般質問したと思うんですけれども、市長は、お金があるんなら、やりたいと。ほかのところに場所をやりたい。だけれども、お金がないから、今後、長期計画の中に入れて、やりたい。そういうふうに答弁をしているんだけれども、この説明文を見たり、今、発議案ですか、見ると、少しでも早くやりたいというようなことが、うかがわれるんだけれども、これはあれですか。長期計画の中に計画を入れて、先に延ばしてやってはいけない。無理なんですか。すぐにでも、やらなきゃ駄目なのか。

何か前の話では、早くやらないと、ほかの鴨川や南房総市にとられちゃうというふうに言っていたんだけれども、まだ何かとられてないような気がするんだけれども、その辺、市長は答弁した長期計画でやると、やれたらという答弁があったんだけれども、その辺はどうなんですか。

- 〇議長(松﨑栄二君) 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- **○8番(寺尾重雄君)** これ、確かに向こうでも引く手の問題はあります。ただ、私はそれを確認して、この発議案、要するに決議案を出す。本人たちは、乗りかかった船だから、この勝浦で何とかしていきたいという話でありますから、ここに提案させてもらっています。

要するに、このように千葉県も全国7位まで上がってきている観戦状況とか、また女川、先ほども言ったように、ほかのところでも企業誘致の問題あるんですけど、スポーツ観戦からスポーツの施設、また、いろんなところの資料もありますけどね。要は、私的には二番煎じというのは、人がやったから、これやりましょうといったって、それはもう遅いというのが私の感覚です。

できるか、できないか、それを十分考えて、それが採算ベースにあって、皆さんの、市民の幸せであれば、それはのっけから、もう進むべき道を進むべきだと思っています。それを長期計画で、いつ分かるかというのは。それは、市長は執行権持っていますから、皆さんに同意を求めて、

やると言えばできんでしょうけど。これは、市長のほうも長期計画で考えていくと言われて、それをずっと待っているわけにはいかないんです。

そして、ここに持ってきた、名前言いますけど、川島さんも、せっかく持ってきたんであるんだから、これは待ちますよと。できるか、できないかよりを検討していただきたいといっているんですから、その辺は検討して、十分なる検討して、そして答えを返す。

本当にそれを検討した結果、マイナス面が多ければ、それはそれで、言えるでしょうし。少しでもこれが前向きにプラス方向で進んでいくんであれば、その辺はぜひ皆さんの同意をもって、 進めてもらいたいと。

これはここで、皆さんができないんだよというのは、それは議会ですから。それはあと市民に、 どのように。そのときに市民が「そんなこと言ったって」というんであれば、それはそれで結構 な話です。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。末吉議員。
- O15番(末吉定夫君) 今までの話は大体、分かりました。

それじゃ、もう一つ、ほかの方向からちょっと聞きたいんだけれども、野球協会の人たちのことを考えたことがあるんでしょうかしら。なぜ、北中のグラウンドを使ってやりたいのか。

ここでちょっと野球協会の話も、時間が過ぎて悪いけれども、言わせてもらいます。私も市役所いたときに野球やっていまして、初めのグラウンドは駅裏でした。住宅が建つということで、今の市役所のところの昔あったグラウンドに来ました。そこにはサブグラウンドもあったんです。その後、ラグビーフットボールの国民体育大会があるということで、今度は、そこにある日本武道館の、まだ武道館が自衛隊で、整地しているところを借りて、野球場として使っていました。それで今度それが、ラグビーフットボールが終わってしばらくして、今度はまた同じところに野球場をつくってもらったわけです。

したところ、今度は、市役所は上に上がってくるということで、サブグラウンドが使えなくなり、そして、それに伴って今度、キュステや何かが来て、本球場も使えない。そしてそれが今度、北中のほうに行ったという経緯があるんですが、野球協会の人たちも、あっち行ったり、こっち行ったり、まさに風雪流れ旅ですよ。

そういう状況の中で、今、発言者は、ただただ自分たちのやりたいことを、それは確かに市民の活性化になることは、私は十分承知していますけれども、そういう人たちのことを考えたことが、ないということはないだろうけれども、そして北中の野球場を今度、どこに持っていくつもりなのか。その辺まで考えてないと、こういう発議はできないんじゃないかなと思うんだけれども、その辺のところ、お答えしていただきたい。

- **〇議長(松﨑栄二君)** 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- **〇8番(寺尾重雄君)** 当然、勝浦には遊休土地、丸高建材さんの上の5,500平米かな、あそこに5億円ぐらいのお金を入れ、そこも活用しないままですね。

また、先ほど来言ったように、サッカー場と野球場を北中に8億円も入れて、実際はできない。 今回、岩瀬砂ですか。それを700万だかに1,000万入れて、グラウンド整備をするんでしょうけど。 今、3チーム、そりや野球やっている人を別に卑下する話じゃない。隣町にはB&Gとか、い ずれ合併になるのか、合併にならないのか、この市も分からないですけど。ある面では、弁当出 しても協力し、痛みをあれして。確かにそれはサッカーやるほうにしてみれば、サッカーのこと ばっかり考えているよと、そんなこともないです。野球場のことも考えながら、当然、考えている中で、そのような提案もしたこともあります。

しかし、全体的なトータルバランスの中で、市民の幸せがどこにあるのかと。稼働的に、市の野球場、これは平成29年から2年度までの資料ですけど、そんな使われてないんであれば、大多喜町B&G海洋センターとか御宿町B&G海洋センターとか、弁当出しても、協力しながら、このまちづくりができればなというのが、私の考えです。

それは、例えば30人に1,000円ずつ渡して3万円かかりますよ。野球場の岩瀬砂、入れることを考えても。その辺での協力をですね。確かにやっているほうは、俺たちは野球やってんだ。俺たちはサッカーやってんだという思いの中で、たしかあるんですけど、トータル的にこのまちをどの方向にし、またいろんな面の産業活性の問題を考えたときに、この問題を一つずつ協議し、痛みを分けて、お願いをし、これが心からお願いです。別に野球やっている人間、おめら、おいねんだよなんていう話なんかどこにもないし、それはサッカーでも何でもそうです。フットサルでも何でも。そういう思いで確かに言っています。

そして、勝浦市も金ない。ないんで、虫浦にしても、豊浜の豊浜小学校にしても、当時の市長の思いの中で、活性しようと思って投入されたお金、そして運動公園をつくろうとして、そこに投入したお金、そういう思いを全部踏まえたときに、一つずつ解決していかないと、常に北中にじゃ、グラウンドつくって、じゃ、ほかの件はどうなんだ。総合的に確かにお金の問題を踏まえても、判断していかなければいけないと思っていますので。以上です。

- ○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。
- ○6番(磯野典正君) 端的にお聞きします。今、末吉議員のほうから野球場のお話ありました。これについては今回、岩瀬砂を入れて、きれいになって、今後も総合計画の中では、この事業というのは残っていっているものだと思うんです。

その中で、こうして、現在は凍結されていますという書き方されていますけれども、さっき寺 尾議員がおっしゃったように、使用頻度が低いというお話されますが、要は、仮設の状態だから こそ、使用頻度が低くなるわけですよね。これが、計画されているサッカー場のように野球場が 出来上がったとすれば、これは使用頻度は増えます。

それですし、サッカー場であっても、野球場であっても同じことだと思うんですが、これはやはり地元の人たちだけが使う場所ではなくて、外からどれだけ人を誘致するかという場所づくりになると、私は、野球にしても、サッカーにしても同じだと思うんです。

ただ、今、現状、これだけの資料に対して、賛同してくださいよという部分に関しては、なかなかちょっと私は難しいのかな。数字だったり、もっと詳細な資料があって、みんなで協議する、そうする場が必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- **〇議長(松崎栄二君)** 答弁を求めます。寺尾重雄議員。
- ○8番(寺尾重雄君) 確かにDeNAは横浜で球場をつくり、そしてそこに、今トップですよ、使い勝手としては。その野球場でも、実際そのシミュレーションをできて、施設をつくったときに、その経済効果、そしてシミュレーションあれして、それが、変な話、プロ野球が来て、ここで大会ができるとか、そういう問題であれば、それは何が何だかって問題、野球場なのか、サッカー場。

ただ、隣町の鴨川市においても、33億5,000万円かけて、そしてプロ野球は来ています。しかし、

ここでの使われ方は、サッカー場のほうが多いんです、実際。そういう頻度から考えて、倍以上、使われています、数字言ってもいいんですけど。そうしたときに、それが野球場であろうと、磯野議員が言うように野球場であろうと、サッカー場であろうと、そのシミュレーションがある面で書かれて、そしてそれが方向性ができるんであれば、それはどっちだっていいんですね。市のために、であれば。

ただ、これだけの資料でって言われますけど、これすら、少しでもとば口に入って、進むべき 道を進んでもらえない。まだ資料足りない。はっきり言って、全て書かれたものでこうなんだっ て言えば、間違いもないでしょう。間違っちゃいけないんですから。この方向性で、これだった ら何とかなんだろうという思いの中の話か分からない。ただ、そういう思いから考えたときに、 少なくとも検討し、考え、そしてその道を進んでいけば、おのずと道は開けていくのかな。全く 全部、分かってやるということは難しいのかなと。よっぽどのスポンサーついて、金もふんだん に使えれば、そういう方向もあろうかと思いますけど。以上です。

○議長(松崎栄二君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号につきましては、委員会の付 託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。鈴 木議員。

### [1番 鈴木克已君登壇]

○1番(鈴木克已君) ただいま提案されました発議案第6号 元北中学校施設の有効利用に関する 決議について、私は賛成者と名前を連ねています。そこのということで、賛成の討論をさせてい ただきます。

今、前段者の説明の後、4名ほどの議員の方から、発議者に対して質疑がありました。皆さん 言っていること、ごもっともだと私も思います。しかし、発議者のこの熱い思いは、勝浦市を考 えての発議だというふうに考えます。

なぜここまで発議をしなければいけないか。それは市長にかかっています。市長がこのことについて本当に真剣に考えているんであれば、この決議案を寺尾議員が出すまでに至っていないと私は思います。このまちをどうするか。今、コロナ禍で、本当に死んでいる、勝浦市だけではありませんが、このコロナの問題も、最近のニュースを見ますと、あと二、三年は続くだろうということが言われていますが、いずれにしろ、このコロナウイルスの問題は、鎮静化していく兆しはあると思います。

そういったときに、今こういう現実がある中で、こういう提案をしていく。提案を今から議論していけば、少なからず2年から3年は、結果出すまでにかかります。結果が出たときに、じゃ始めようかといったときには、コロナが終わっているかもしれません。ですから今、始めて、今、この決議を提案した寺尾議員の思いを、やはり私は重く受け止める必要があるんじゃないかなと

思います。

6月議会において寺尾議員の一般質問、9月議会、つい最近ですが、私も一般質問の中にこのことを取り入れました。これは何か。今の勝浦の現状を見ると、本当に本当に人がいない。そういうまちの中で、これをどう活性化していくかは、いろんな対応が、対策があると思います。その一つに海中公園の再生計画があるんですよ。そういう思いと、もう一つは人を呼ぶ。そして人に来てもらう。人に来てもらうことによって、税収が上がる。そういう道筋をしっかりつくっていくことのためのこの提案であるというふうに私は理解します。

その提案をここで議員が議決して、可決、否決、どちらになるか分かりませんが、仮に可決した場合も、これが即これが生きることではありません。可決した暁には、市長を先頭にこのことを真剣になって、勝浦市の将来のために考える。それが、この議決の意味はあると思います。

ですから、私はこの問題は、議会で可決、否決というよりも、市長自身が、この勝浦市をどうするのか。それを真剣に考えてもらいたい。そこにおいて、市長の考えを市全体の考えとして、対応していく。

ここに、寺尾議員は、4つの回答を求めた協議を、協議をして回答を求めています。それぞれ 一つ一つは、今までも説明されてきていますが、とにかくこの勝浦市のために何かをやる。それ こそが起爆剤になるんじゃないかというふうに思います。

野球協会の問題、サッカーの問題、スポーツに対する、スポーツを基軸とした将来設計を今、 考えておく必要があるんじゃないか。今、決議を可決したから、これが市の予算を上げるという ふうには絶対なりません。市が、将来に対してどのように考えるか。市長、副市長、そして教育 長、この幹部の人たちが十分に話し合って、そして各課の課長たちと十分に検討していただくと いうことを、私は強く求めていきたいと思います。

よって、この決議案に対しては、私は賛成の意を表させていただきます。以上です。

○議長(松﨑栄二君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松崎栄二君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第6号 元北中学校施設の有効利用に関する決議についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○議長(松崎栄二君) 挙手少数であります。よって、発議案第6号は否決されました。

○議長(松崎栄二君) 次に、発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔13番 黒川民雄君登壇〕

O13番(黒川民雄君) 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度におきましても、引き続き巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化 対策など緊急の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や 公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められております。 その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、以下の事項を確実に実現されるよう 強く要望するものであります。

- 一つ、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 一つ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより、国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって、確実に終了すること。
- 一つ、令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 一つ、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減 の延長について、さらなる延長を断じて行わないこと。
- 一つ、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として、地方に税源配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(松崎栄二君) これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松崎栄二君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(松崎栄二君)** 御異議なしと認めます。よって、発議案第7号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(松崎栄二君)** これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

#### [賛成者举手]

**○議長(松崎栄二君)** 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

### 報 告

〇議長(松崎栄二君) 日程第4、報告であります。報告第7号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。土屋市長。

## 〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長(土屋 元君) ただいま議題となりました報告第7号について、申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る令和3年7月29日 に専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承い ただきたいと存じます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長(松﨑栄二君) これをもって、報告を終わります。

### 閉 会

**○議長(松崎栄二君)** 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和3年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後4時08分 閉会

# 本日の会議に付した事件

- 1. 議案第35号~議案第39号の総括審議
- 1. 議案第40号の撤回勝浦市議会会議録 議案撤回
- 1. 議案第41号~議案第51号の総括審議
- 1. 発議案第5号~発議案第7号の総括審議
- 1. 報告第7号の報告

上記会議の顚末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝浦市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員